

小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 8（2026）年 3 月

東京都 小笠原村

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象区域.....	2
4 計画の対象とする廃棄物.....	3
5 計画期間及び計画目標年度.....	3
第2章 本村の地域概況	4
1 自然的概況.....	4
2 人口動態・分布.....	7
3 産業の動向.....	9
4 土地利用状況.....	12
5 将来人口.....	13
第3章 ごみ処理の現況	14
1 本村のごみ処理の現況.....	14
2 ごみ処理行政等の動向.....	28
3 ごみ処理の実績に対する評価.....	37
第4章 ごみ処理の課題	43
第5章 ごみ処理基本計画	45
1 基本理念.....	45
2 基本方針.....	46
3 ごみ減量化・資源化目標.....	47
4 施策体系.....	49
5 ごみ処理基本計画.....	50
6 ごみ処理施設整備等の施策.....	58
7 各主体の役割.....	59
第6章 計画の進行管理	60
1 計画の進行管理.....	60
2 一般廃棄物処理実施計画の策定.....	60
3 施策の進捗状況及び目標の達成状況の確認.....	61
4 計画の見直し.....	61

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

近年の地球環境をめぐる問題は、気候変動や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の減少など多岐にわたっています。これらの問題は、私たちの人間活動による環境負荷の増大が大きく影響しており、持続可能な社会を築くためには、人間活動と環境問題の関係を見直し、個人の意識改革と具体的な行動が不可欠です。

国では、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づき、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進していくことを掲げています。

東京都では、令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を改定し、令和12年度に向けた資源循環・廃棄物処理のあるべき姿として、「持続可能な形で資源を利用する社会の構築と、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物処理・リサイクルシステムの強化」を目指しています。

小笠原村（以下「本村」という。）では、平成7（1995）年に小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んできました。一方、本村の焼却ごみを処理している父島クリーンセンター（焼却施設）は、稼働から25年以上が経過し、老朽化の進行により安定的なごみ処理の継続が困難となりつつあり、施設の更新が喫緊の課題となっています。

前計画の策定から約30年が経過し、本村の社会・経済情勢やごみ処理をめぐる動向は大きく変化し、村民の意識や生活様式も多様化しています。今回、本村の地域特性を踏まえた上で、長期的な視点に立って本村がごみの発生から最終処分に至るまでの適正なごみ処理行政を進めていくための目指すべき方針を定めることを目的として、新たな計画を策定しました。

2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

本計画は、本村が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみの処理の推進を図るための基本方針を示すもので、本村の廃棄物処理行政における最上位計画と位置付けられています。本計画は、各種法律や国及び都の関連計画等を踏まえるとともに、本村の関連計画等との整合を図るものとします（図 1-1）。

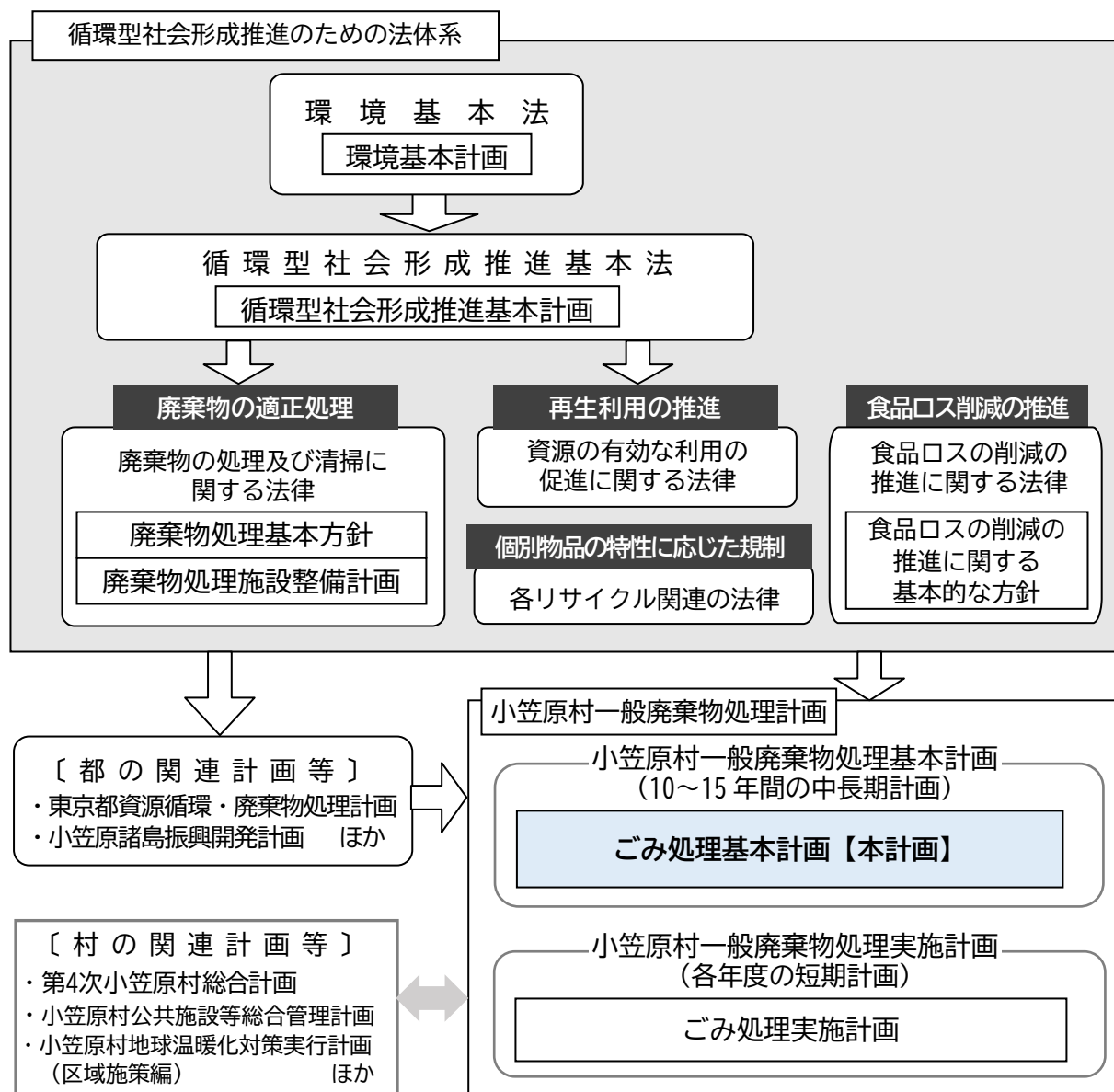


図 1-1 本計画の位置付け

3 計画の対象区域

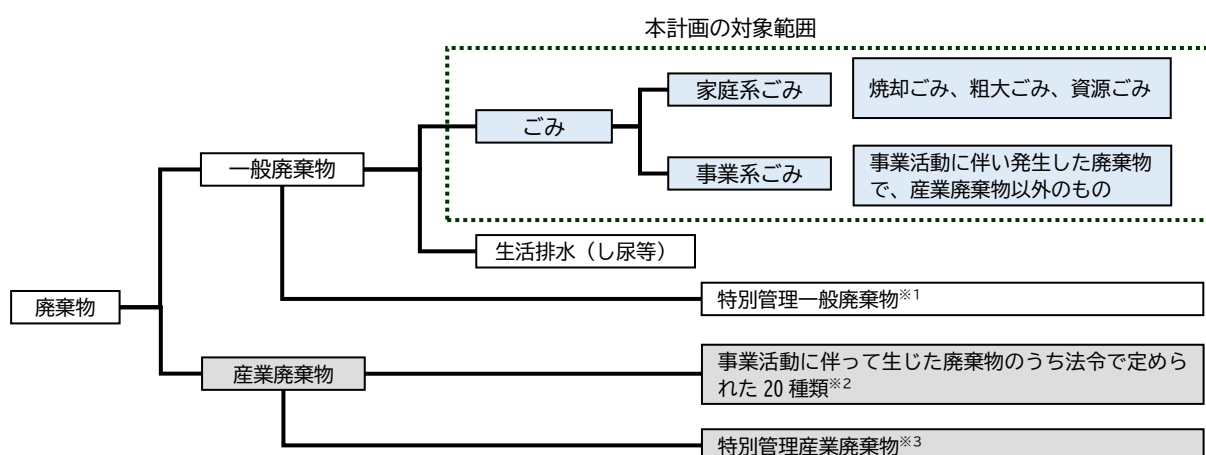
計画の対象区域は、本村全域とします。

4 計画の対象とする廃棄物

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。廃棄物は、廃棄物処理法によって、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。

また、一般廃棄物は大きく「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらに、ごみは「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分けられます。

本計画において対象とする廃棄物は「ごみ」です。



※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）

※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固形化物等、産業廃棄物を処分するために処理したもの

※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

注）海ごみについては、廃棄物処理法上では明確に位置づけられていませんが、海岸漂着物処理推進法第2条第3項において「海岸漂着物等（海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等）」として定められ、当該法律に基づき、「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」（31 ページ参照）が策定されています。

図 1-2 対象とする廃棄物

5 計画期間及び計画目標年度

本計画の計画目標年度を図 1-3 に示します。

本計画は、令和 8 年度を初年度とし、15 年後の令和 22 年度までを計画期間とします。計画期間中は、令和 12 年度及び令和 17 年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

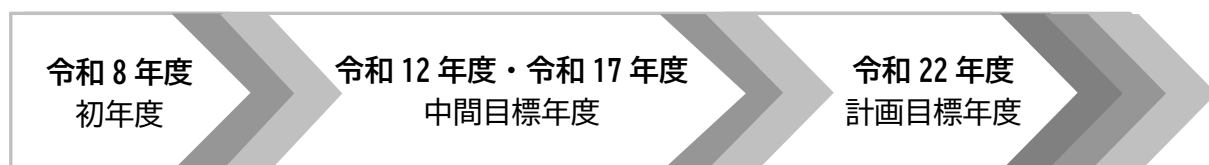


図 1-3 計画目標年度

第2章 本村の地域概況

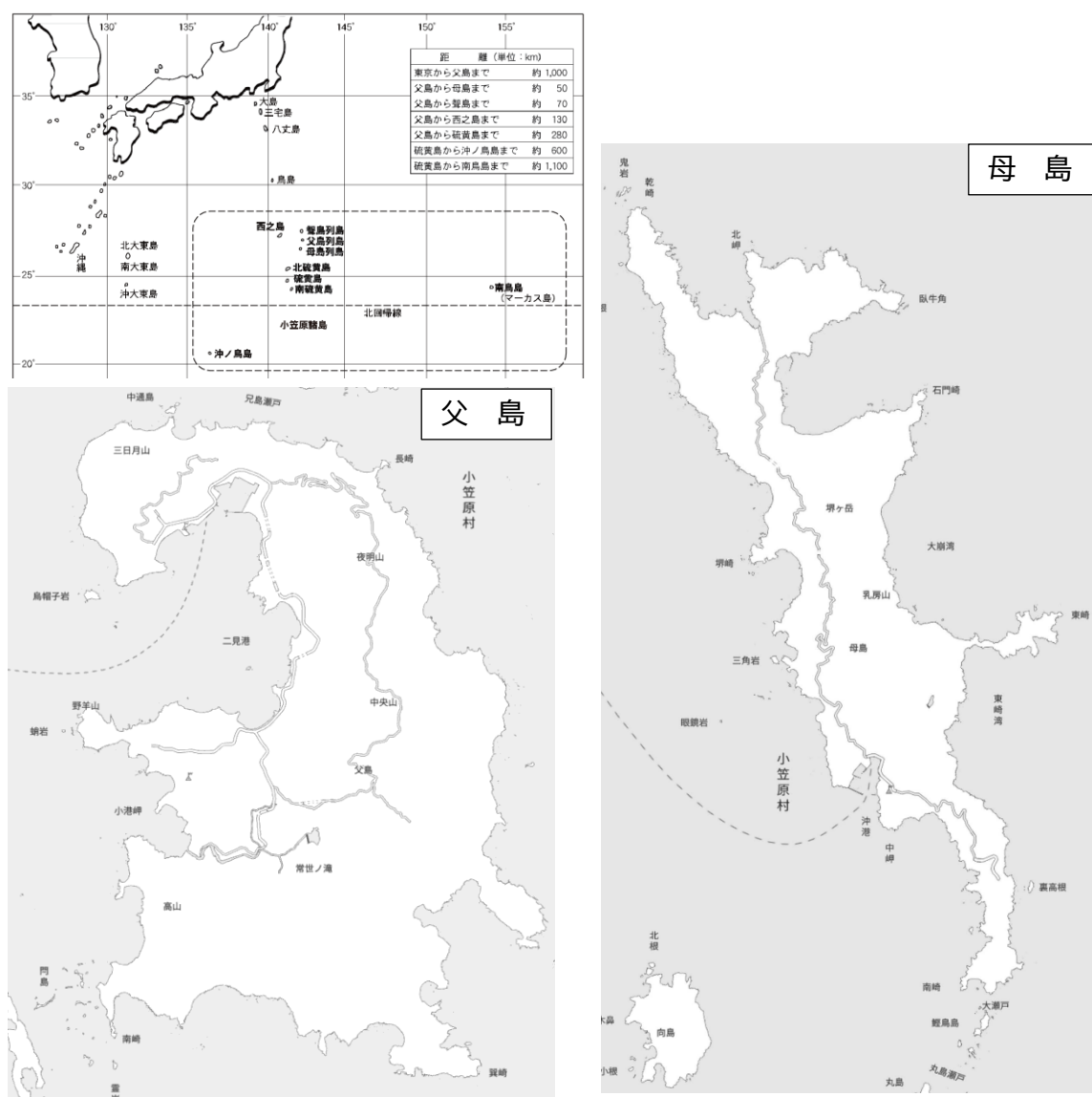
1 自然的概況

(1) 位置

小笠原諸島は、北緯 20 度 25 分から 27 度 40 分、東経 136 度 04 分から 153 度 59 分に位置し、北から聳島列島、父島列島、母島列島、硫黄火山列島の 4 列島に大別されます。

父島は、北緯 27 度 05 分、東経 142 度 11 分、母島は北緯 26 度 38 分、東経 142 度 09 分にあつて、東京都心から南南東に直線距離で、父島まで約 1,000km、母島まで約 1,050km の位置にあります。

本村の位置を図 2-1 に示します。



出典：地理院地図

図 2-1 本村の位置

(2) 地勢

小笠原諸島は、聳島列島、父島列島、母島列島から成る小笠原群島、3つの島（北硫黄島・硫黄島・南硫黄島）から成る火山列島、西之島・南鳥島（日本最東端）・沖ノ鳥島（日本最南端）の3つの孤立島など30余りの島々から成っています。

聳島・父島・母島の3列島は大昔の海底火山の隆起と浸食によってできたと言われています。

1) 父島

父島は、南北に約8km、東西に約5kmの湾入に富んだ島です。特に、島の西側の二見港は天然の良港として父島の海上交通の要所となっています。海岸線は海蝕が進んでおり、小規模な砂浜が点在するものの、大部分が海蝕崖となっています。集落は島北部の二見湾の周囲に集中しており、北部の大村・奥村・清瀬地区、南部に扇浦地区が展開されています。

一方、島の南西部の二子・小曲・北袋沢地区付近では亜熱帯果樹等が作付けされた農地が散在します。

2) 母島

母島は父島の南約50kmに位置し、南北に約12km、東西に最小約500m、最大約4.5kmの細長い島となっています。母島の海岸線は、その大部分が海蝕の発達した急崖をなし、父島同様、湾入に富んでいます。また、母島は父島以上に平地に乏しく、比較的平坦地となっている島の南西部の元地地区に集落があり、島の中心部となっています。

農地は、主に元地地区周辺の静沢・評議平、中ノ平地区等に散在します。

(3) 気候

父島の令和6年の月別気象データを表2-1に示します。なお、母島の気象データは降水量のみですが、父島より南に位置し日射が強いため全般に高温で、山が高いため雨量が多いほかは、風系を含めほとんど父島と変わらないと推定されます。

父島の令和6年の年間平均気温は24.3℃、年間降水量は1,034mmとなっています。本地域は亜熱帯に属し、年間の気温変化と日較差は少なく、相対湿度の高い海洋性気候となっています。

表 2-1 令和 6 年の月別気象データ（父島）

月	気温（℃）			風速（m/s）				相対湿度（％）	降水量（mm）
	最高	最低	平均	瞬間	最大	平均	風向		
1	23.3	11.7	18.5	22.7	15.2	3.3	北西	69	23.5
2	24.3	14.7	19.9	20.4	12.5	3.6	東北東	76	71.0
3	24.6	12.8	19.6	22.2	12.9	3.9	南	72	25.0
4	27.5	17.0	23.1	21.8	14.2	3.4	南	87	28.0
5	30.4	17.4	25.0	15.9	10.0	4.2	南	87	14.0
6	32.6	20.4	27.1	16.6	10.3	3.0	南	90	156.0
7	34.1	25.2	29.2	10.3	6.5	1.8	北西	83	20.5
8	33.5	23.7	28.6	32.1	19.4	3.5	南	89	184.5
9	31.8	23.9	28.1	26.0	16.8	3.6	東南東	87	138.0
10	31.0	23.9	27.8	15.5	8.7	3.1	東北東	85	84.0
11	29.2	19.7	25.1	20.6	9.7	3.1	東北東	84	144.0
12	26.3	13.5	20.1	19.9	8.1	2.8	北北東	73	145.5
年	29.1	18.7	24.3	20.3	12.0	3.3	－	81.8	1,034.0

出典：気象庁ホームページ

（４）生態系

小笠原諸島の植物は亜熱帯性のものが多く、本土の植生とはかなり異なっており、植物の固有種率が高いことが特徴となっています。

動物についても固有種率が高く、学術的に貴重な地域とされ、多数の動物が国の特別天然記念物に指定されています。

そのほかには、イルカやクジラ等の海棲動物の種類も多く、特に鯨類の生育地として重要な地域の一つとなっています。

このように、多くの固有動植物が独自の進化を遂げながら生息・生育し続けることの価値が認められ、平成 23 年 6 月には世界自然遺産として登録されています。

2 人口動態・分布

(1) 沿革

記録の上で最初に小笠原島と思われる無人島に漂着・帰還したのは、寛文10(1670)年の阿波国のみかん船でした。そのことを知った江戸幕府は、延宝3(1675)年、長崎の船頭・嶋谷市左衛門に無人島の巡検を命じ、嶋谷は地図・海図の作成等を行い、父島・母島に小さな祠(ほこら)を建てました。19世紀になり、欧米の捕鯨船や軍艦が父島・母島に寄港するようになり、天保2(1830)年、欧米人やハワイ太平洋諸島民が初めて定住しました。19世紀後半には八丈島民による小笠原開拓が行われるなどの経緯を経て、明治9(1876)年に国際的に日本領土として認められ、同13(1880)年には東京府の管轄とされました。

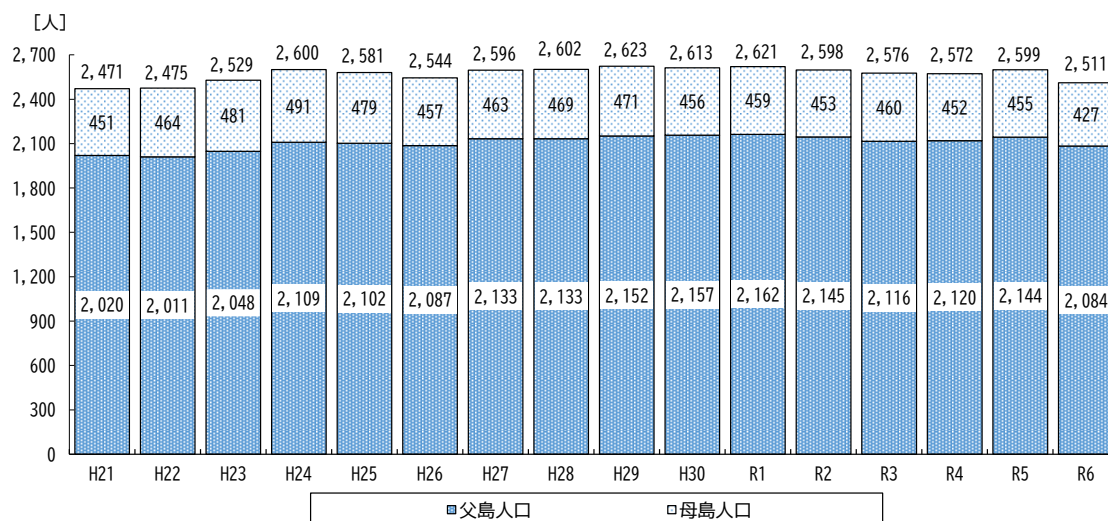
戦前この地域は5か村に分かれ、約7,700人の島民が生活していましたが、戦後の米軍統治など特異な歴史を経て、昭和43(1968)年6月に日本に復帰し、昭和54(1979)年に返還後初の村長選挙及び村議会議員選挙が行われ、村政が確立されました。

(2) 人口・世帯の推移

人口の推移を図2-2、世帯の推移を図2-3に示します。

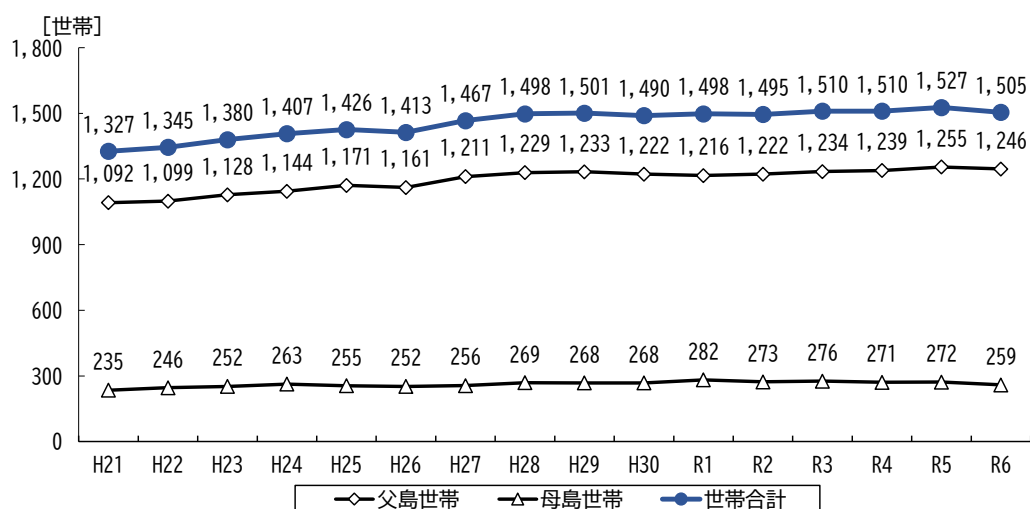
本村の人口は、日本に復帰以降は増加し、平成21年以降は増減を繰り返しながらもほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年には2,511人となり減少の兆候が見られます。

世帯数は、平成21年以降増加傾向を示しており、令和5年には平成21年以降で最も多い1,527世帯となりましたが、令和6年には1,505世帯となり、減少に転じています。



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図2-2 人口の推移



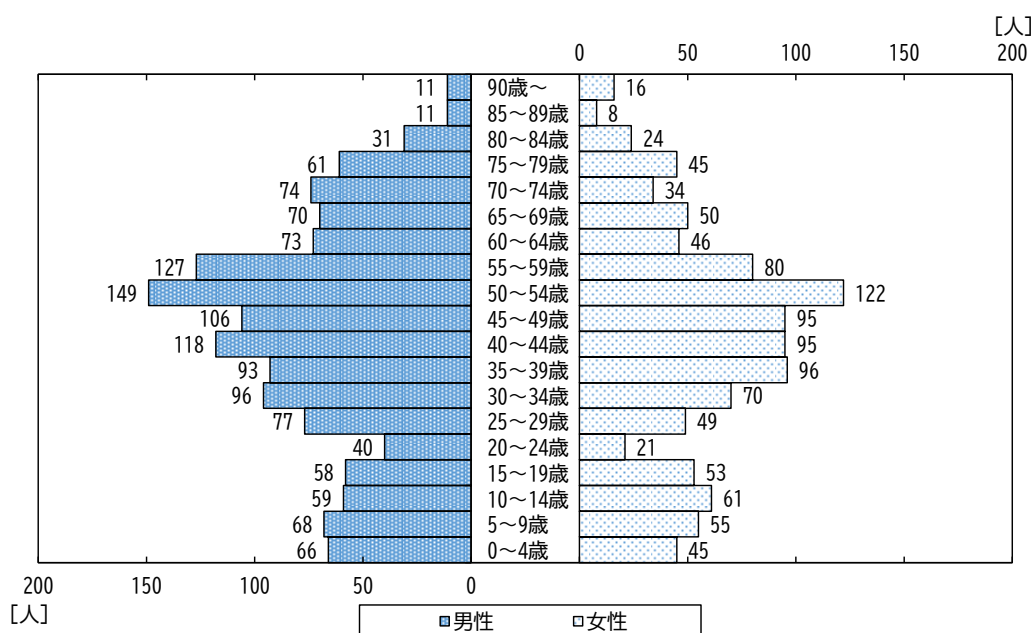
出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

図 2-3 世帯の推移

（３）人口分布（人口ピラミッド）

本村の人口ピラミッドを図 2-4 に示します。

男女とも 50 歳～54 歳の人口が最も多く、20 歳～24 歳の人口が前後の年代と比べ少なくなっています。



出典：住民基本台帳（令和 7 年 1 月 1 日時点）

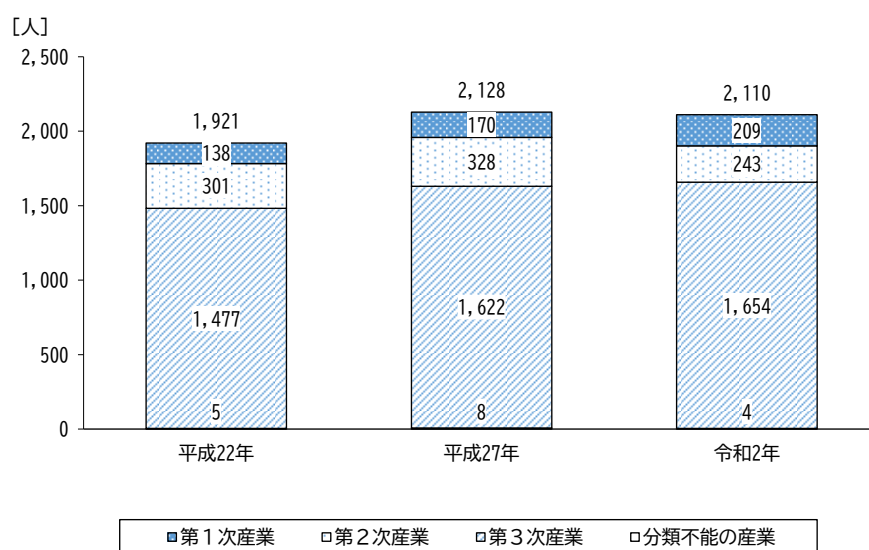
図 2-4 人口ピラミッド

3 産業の動向

(1) 産業別就業人口及び事業所数の推移

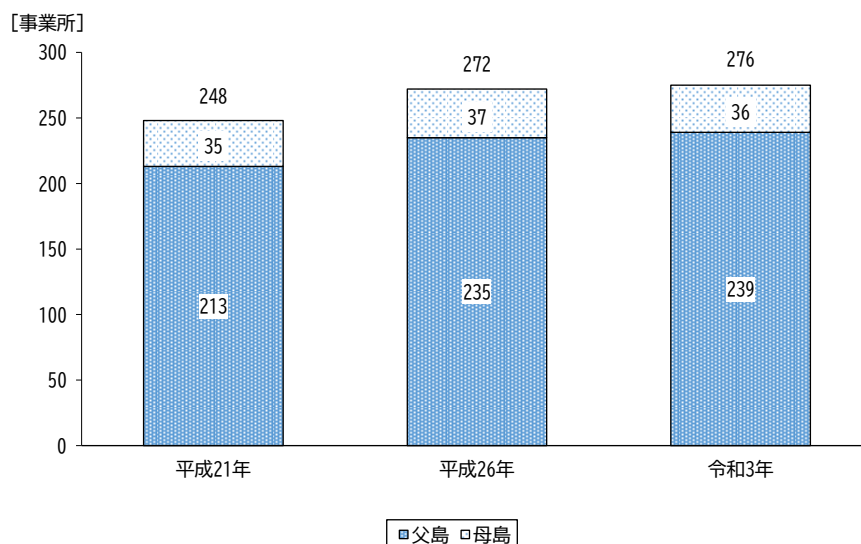
本村の産業別就業人口の推移を図 2-5 に、事業所数の推移を図 2-6 に示します。
令和 2 年の産業別就業人口は 2,110 人と、平成 22 年より約 10%増加しています。
産業別では、第 1 次産業及び第 3 次産業が増加傾向を示しています。

事業所数については、平成 21 年から増加していますが、平成 26 年以降はほぼ横ばいで推移しています。



出典：東京都小笠原支庁管内概要

図 2-5 産業別就業人口の推移



出典：経済センサス基礎調査（平成 21 年）、東京都小笠原支庁管内概要

図 2-6 事業所数の推移

(2) 農業

本村における令和5年の耕地面積及び農家戸数を表2-2に、農作物収穫量・生産額の推移を表2-3に示します。

令和5年の耕地面積は父島が13ha、母島が18ha、農家戸数は父島が22戸、母島が29戸となっており、耕地面積、農家戸数ともに母島の方が多くなっています。

農作物としては、亜熱帯性気候を活かした野菜（主にミニトマト）、果樹（主にパッションフルーツ、レモン）を生産しており、特に果樹の生産額が高くなっています。

表 2-2 耕地面積及び農家戸数（令和5年）

区分	耕地面積		農家戸数
	(ha)	(%)	(戸)
父島	13	41.9	22
母島	18	58.1	29
合計	31	100.0	51

出典：東京都小笠原支庁管内概要

表 2-3 農作物収穫量・生産額の推移

区分		平成22年		平成27年		令和2年	
		収穫量	生産額	収穫量	生産額	収穫量	生産額
		kg	千円	kg	千円	kg	千円
父島	野菜	12,198	6,395	7,819	4,511	11,506	6,638
	果樹	9,856	17,576	12,073	18,622	6,930	8,907
	花き・観葉	-	559	-	182	-	1,005
	その他作物	-	888	-	956	-	1,114
	畜産	-	5,587	-	5,041	-	4,615
	計	-	31,005	-	29,313	-	22,280
母島	野菜	33,173	27,821	28,517	24,349	38,759	36,771
	果樹	38,965	52,630	65,515	74,874	59,108	67,552
	花き・観葉	-	1,183	-	395	-	162
	その他作物	-	1,742	-	460	-	182
	畜産	-	930	-	1,159	-	1,834
	計	-	84,306	-	101,237	-	106,501
合計	野菜	45,371	34,216	36,336	28,860	50,265	43,409
	果樹	48,821	70,206	77,588	93,496	66,038	76,459
	花き・観葉	-	1,742	-	577	-	1,167
	その他作物	-	2,630	-	1,417	-	1,296
	畜産	-	6,517	-	6,200	-	6,449
	計	-	115,311	-	130,549	-	128,780

出典：東京都小笠原支庁管内概要

(3) 水産業

本村の令和5年の魚種別漁協別漁獲量及び漁獲金額を表2-4に示します。

漁業協同組合は父島、母島にそれぞれ1組合ずつあり、令和5年における漁獲量及び漁獲金額は、小笠原島漁業協同組合が約342t及び406百万円、小笠原母島漁業協同組合が約68t及び287百万円となっています。

表 2-4 魚種別漁協別漁獲量及び漁獲金額（令和5年）

（単位：量：kg，金額：千円）

区分	小笠原島漁協		小笠原母島漁協		合計	
	漁獲量	金額	漁獲量	金額	漁獲量	金額
魚類	286,381	360,529	55,581	76,826	341,964	437,353
その他水産動物	55,323	44,997	12,589	210,614	67,913	255,611
合計	341,704	405,526	68,170	287,440	409,877	692,964

※端数処理の関係で、各項目の和が合計値に一致しない場合がある。

出典：東京都小笠原支庁管内概要

(4) 商工業

本村の産業分類別事業所数の推移を表2-5に示します。

事業所総数は微増傾向にあり、本村では観光業が基幹産業となっているため、観光客に向けた宿泊業・飲食サービス業、小売業に属する事業所数が大きな割合を占めています。

表 2-5 産業分類別事業所数の推移

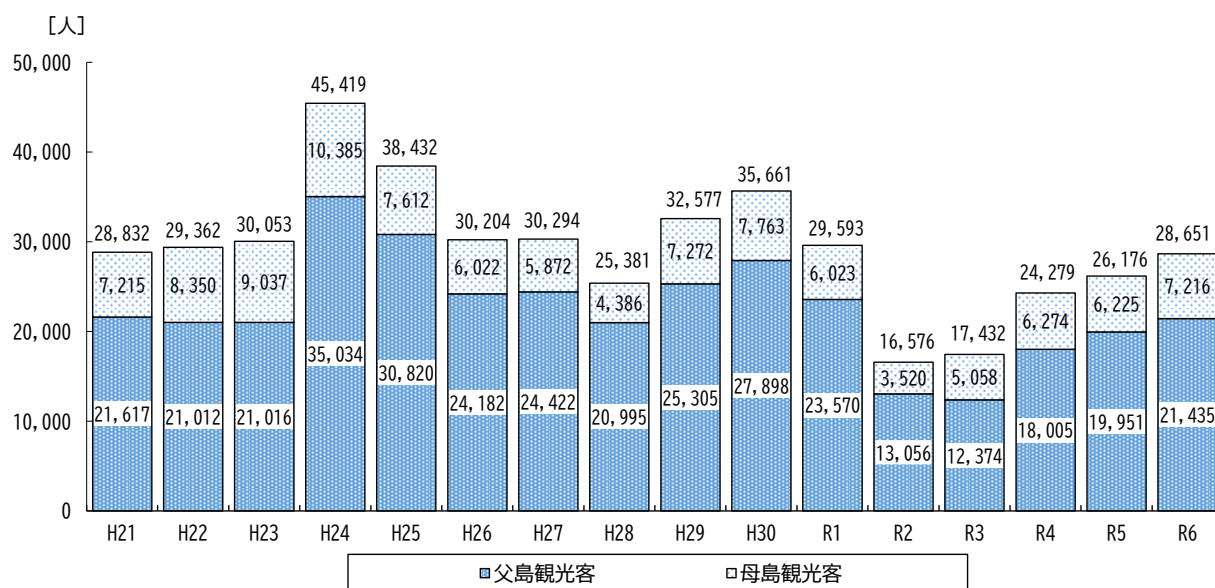
区分	平成21年			平成26年			令和3年			
	父島	母島	合計	父島	母島	合計	父島	母島	硫黄島	合計
農林漁業	2	1	3	2	1	3	3	0	0	3
建設業	21	6	27	21	5	26	22	5	0	27
製造業	11	1	12	12	2	14	8	0	0	8
電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	1	2	1	3	1	1	0	2
情報通信業	2	0	2	1	0	1	2	0	0	2
運輸・郵便業	10	2	12	9	2	11	9	0	0	9
卸売・小売業	25	3	28	29	4	33	32	7	0	39
金融・保険業	1	0	1	1	0	1	1	0	0	1
不動産業・物品賃貸業	16	0	16	17	0	17	19	1	0	20
学術研究・専門・技術サービス業	9	0	9	10	1	11	10	1	0	11
宿泊業・飲食サービス業	77	17	94	85	18	103	89	16	1	106
生活関連サービス業・娯楽業	20	1	21	24	1	25	20	1	0	21
教育・学習支援業	2	0	2	3	0	3	2	0	0	2
医療・福祉	4	2	6	5	2	7	4	2	0	6
複合サービス事業	3	1	4	1	0	1	1	0	0	1
サービス業（他に分類されないもの）	10	0	10	13	0	13	16	2	0	18
事業所総数	213	35	248	235	37	272	239	36	1	276

出典：経済センサス基礎調査（平成21年）、東京都小笠原支庁管内概要

(5) 観光

本村の観光客数の推移を図 2-7 に示します。

本村は、世界的にも貴重な自然環境を有することから、観光が重要な産業となっており、平成 23 年の世界自然遺産登録後には観光客数が大幅に増加しました。その後、平成 28 年のおがさわら丸の新造船の就航により再び増加に転じ、新型コロナウイルス感染症の影響による来島自粛要請等もあり一時減少しましたが、近年は増加傾向となっています。



出典：伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査

図 2-7 観光客数の推移

4 土地利用状況

(1) 土地利用

本村の土地利用の状況を図 2-8 に示します。

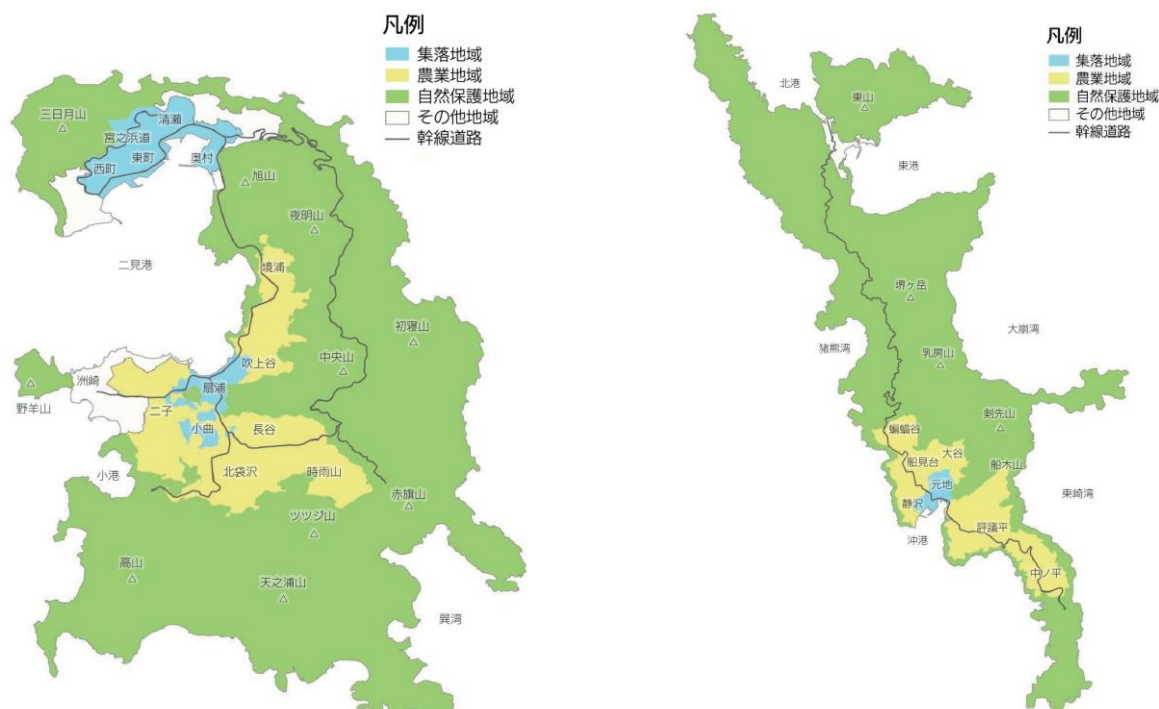
小笠原諸島は、その優れた自然や景観を保全するため、その多くは国立公園等に指定されており、村民の暮らす父島、母島においても活用できる土地が限られ、住宅及び住宅用地の不足が喫緊の課題となっています。

(2) 交通

東京－父島間には「おがさわら丸」が約 6 日に 1 便運航しており、所要時間は約 24 時間、父島－母島間は「ははじま丸」が週に 4～5 便運航しており、所要時間は約 2 時間となっています。

父 島

母 島



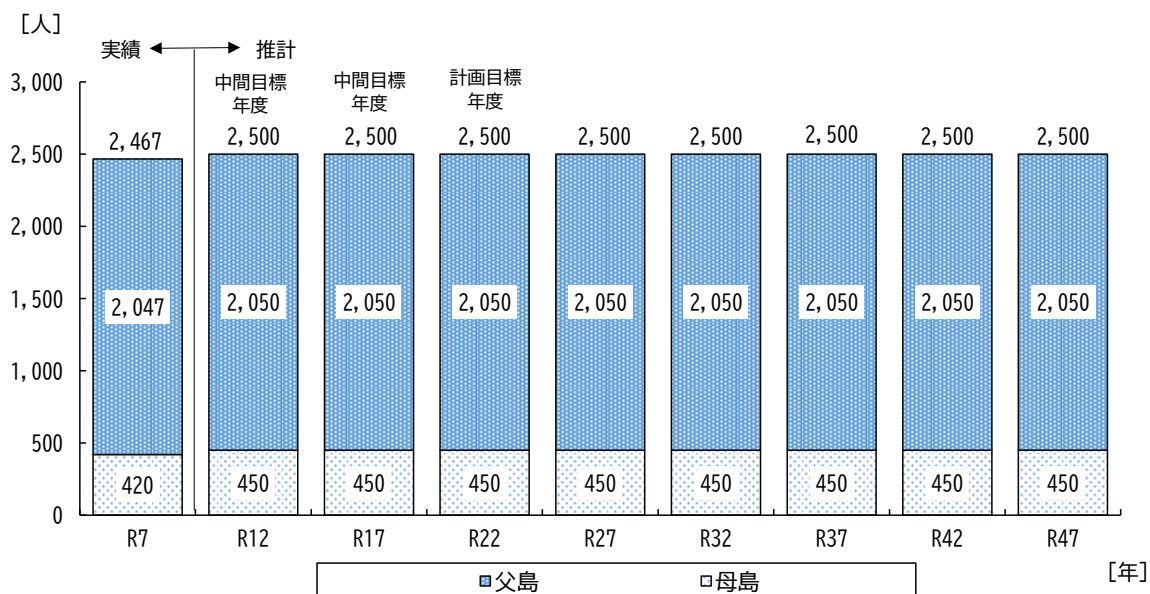
出典：小笠原諸島振興開発計画（令和 6 年 8 月策定、東京都）

図 2-8 土地利用の状況

5 将来人口

本村の将来人口を図 2-9 に示します。

将来人口は、令和 8 年 3 月に策定予定の「小笠原村人口ビジョン・総合戦略（第 3 期）」で定めた将来人口推計値に基づくものとします。



出典：令和 7 年度…住民基本台帳（10 月 1 日現在）、その他年度…小笠原村人口ビジョン・総合戦略（第 3 期）（令和 8 年 3 月予定）

図 2-9 将来人口

第3章 ごみ処理の現況

1 本村のごみ処理の現況

(1) ごみの分別区分

本村のごみ分別区分は、表 3-1 のとおりです。

父島と母島では、一部の品目で、分別品目、収集回数及び収集方法が異なります。

表 3-1 家庭系ごみの分別区分

分別品目		ごみの種類	排出方法	排出容器	収集回数
焼却ごみ		生ごみ（父島のみ）、紙くず、衣類、ゴム類、革製品、貝殻、ビニール製品、紙おむつ、貝殻、食用油等	ごみステーション	透明袋、半透明袋	父島：週3回※ 母島：週3回
粗大ごみ		90L ごみ袋に入らないのもの ：自転車、たんす、食器棚、布団、カーペット、バット、サーフボード		—	父島：月1回 母島：年3回
資源ごみ	金属類	調理器具、缶詰やお菓子の缶、傘、パソコン、小型家電品、ガス・スプレー缶（中身を空にして穴を空ける）等		分別容器（コンテナ）	父島：週1回 母島：週1回
	飲料缶	アルミ製飲料缶、スチール製飲料缶等（つぶさない）			父島：週1回 母島：週1回
	びん・ペットボトル	飲料用、酒用等のびん類、ペットボトル（つぶす）			父島：週2回 母島：週1回
	陶磁器・ガラス類	ガラスコップ、鏡、食器等の陶磁器類、素焼きの植木鉢			父島：週2回 母島：週1回
	容器包装プラスチック	食品容器、気泡緩衝材、食品包装材、卵パック、シャンプー等の容器、食品トレイ	拠点回収		適宜
	製品プラスチック	衣装ケース、プランター、クーラーボックス、ハンガー、書類トレイ、風呂缶、計量カップ、コップ、ざる、ボウル、バケツ、ちりとり、ごみ箱、手おけ、洗面器、洗濯かご、遊具、じょうろ、CD/DVD ケース、工具箱	ごみステーション	透明袋	父島：月1回 母島：年3回
			拠点回収		適宜
	発泡スチロール（父島のみ）	家電等の緩衝材、発泡スチロールコンテナ（保冷ボックス等）	拠点回収	分別容器（コンテナ）	適宜
	紙製容器包装（父島のみ）	 マークがある商品の容器や包装で紙製のもの			
	雑誌・新聞・雑がみ	 マークがない紙製のもの：コピー用紙、チラシ、新聞、雑誌、本、パンフレット等	ごみステーション	ひもで結束	父島：週3回※ 母島：週2回
	紙パック	 マークがある牛乳パック等	拠点回収	分別容器（コンテナ）	適宜
	ダンボール	ダンボール	ごみステーション	ひもで結束	父島：週3回※ 母島：週2回
	生ごみ（母島のみ）	野菜、果物、米、パン、肉類、魚介類、魚の骨、甲殻類の殻、獣の骨、茶葉		配布したポリバケツ	母島：週3回
有害物・危険物		電球、蛍光灯、電池、水銀体温計・温度計、ライター、バッテリーが取り外せない小型家電、バッテリー、鋭利な刃物類等		分別容器（コンテナ）	父島：月1回 母島：月1回

※地区によっては収集回数が週6回の場合もある。

(2) ごみ処理フロー

本村のごみ処理フローは、図 3-1 のとおりです。

父島では、焼却ごみは父島クリーンセンターの焼却施設で焼却処理し、資源化できる品目は母島のものと合わせて父島クリーンセンターの選別・保管施設で処理後、資源化しているほか、その他のごみは埋立処分しています。

母島では、生ごみの分別収集を行っており、生ごみを含む全てのごみを母島リレーセンターに集め、生ごみは生ごみ処理槽により島内に自然還元しています。また、その他の可燃ごみや粗大ごみ、資源化できる品目のうち、圧縮が必要な空き缶やペットボトル、製品プラスチック等は父島に運搬するほか、これ以外のダンボールや金属類（鉄屑）等は直接島外搬出しています。

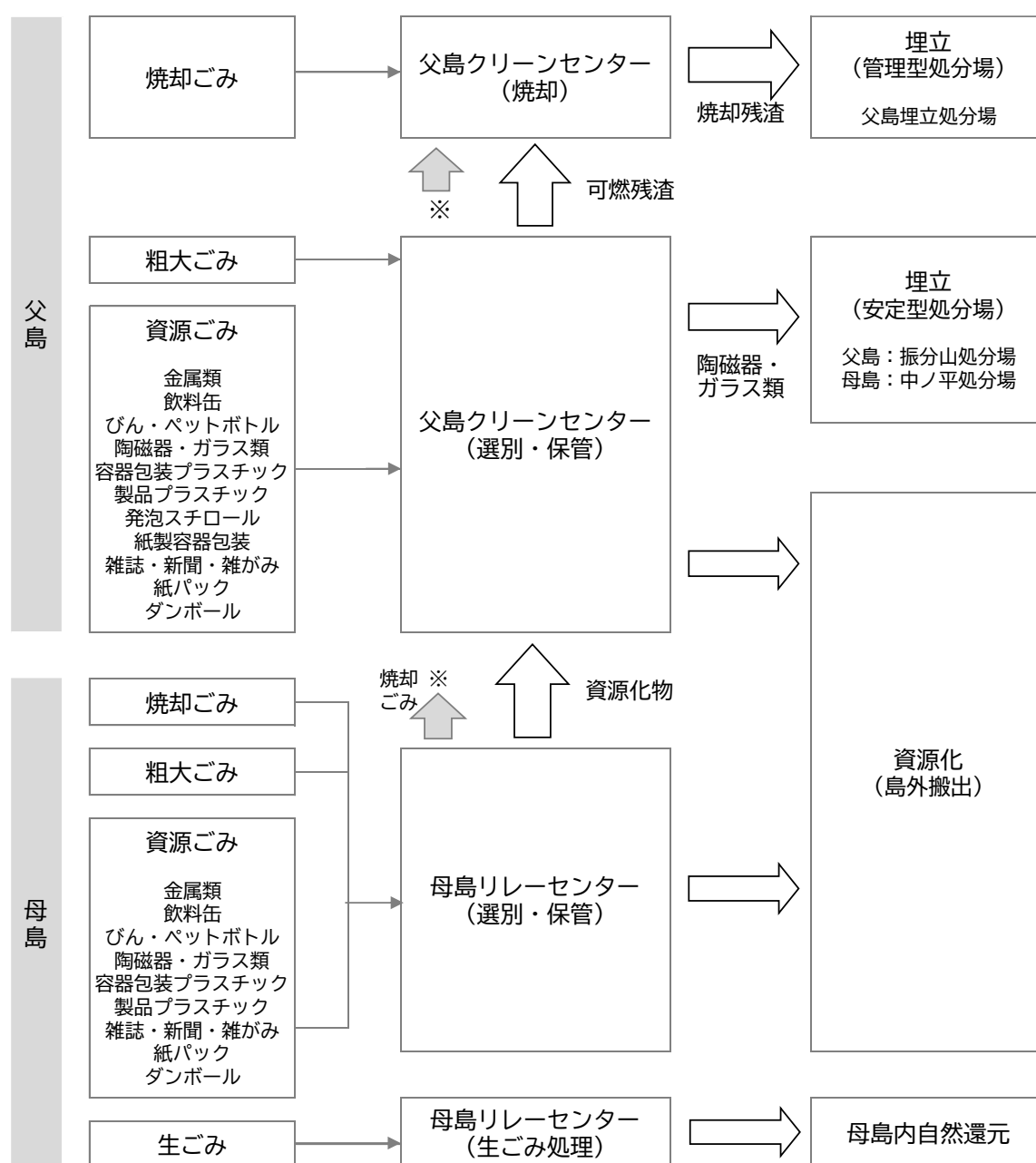


図 3-1 ごみ処理フロー

(3) ごみ処理の実績

過去 16 年間（平成 21 年度～令和 6 年度）のごみ処理の実績を以下に示します。

1) ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量

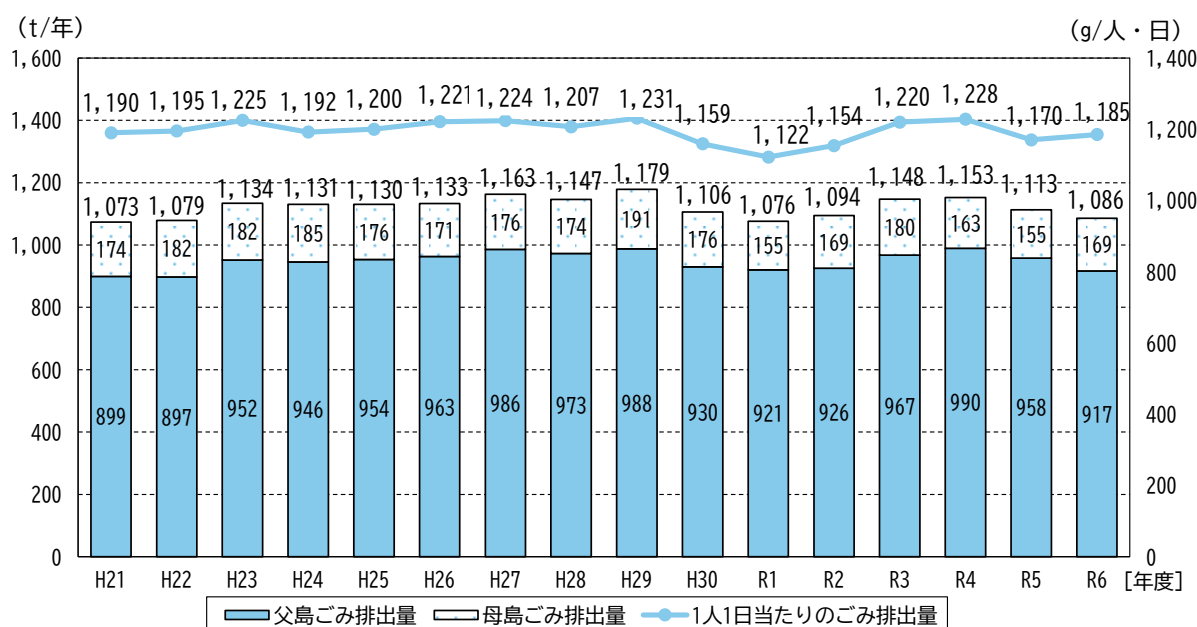
ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移を図 3-2 に示します。

ごみ排出量は、年度によって増減がありますが、概ね 1,100t/年前後で推移しています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量も、ごみ排出量と同様に、年度によって増減がありますが、概ね 1,200g/人・日前後で推移しています。

父島と母島のごみ排出量の割合は、父島が約 85%、母島が約 15%となっており、過去 16 年間に於いてほぼ同様の傾向を示しています。

なお、ごみ排出量の構成比は家庭系ごみが約 7 割、事業系ごみが約 3 割と推計されます。



※端数処理の関係で、各項目の和が合計値に一致しない場合がある。

図 3-2 ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

2) ごみ種類別排出量

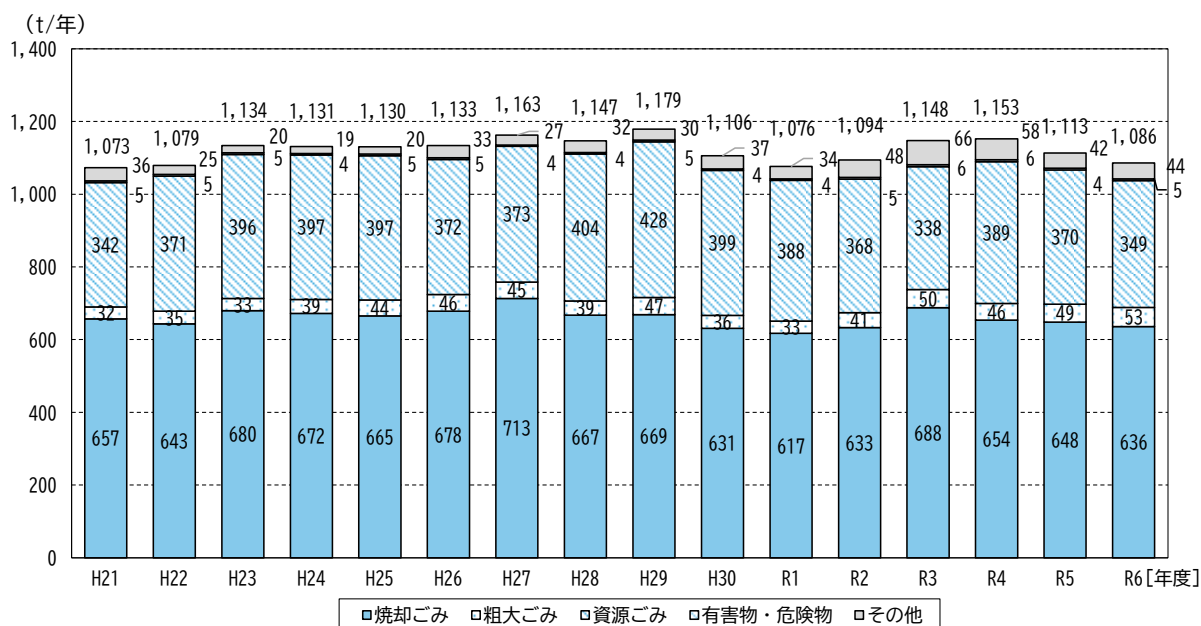
ごみ種類別排出量の推移を図 3-3 に示します。

焼却ごみの排出量は、年度によって増減がありますが、概ね 660 t 前後で推移しています。

粗大ごみの排出量は、30 t から 50 t 程度で推移し、令和 3 年度以降は 50t 前後で推移しています。

資源ごみの排出量は、平成 29 年度までは増加傾向でしたが、平成 30 年度以降減少傾向にあり、令和 6 年度は 349t でした。

有害物・危険物の排出量は、5t 前後でほぼ一定に推移しています。



※端数処理の関係で、各項目の和が合計値に一致しない場合がある。

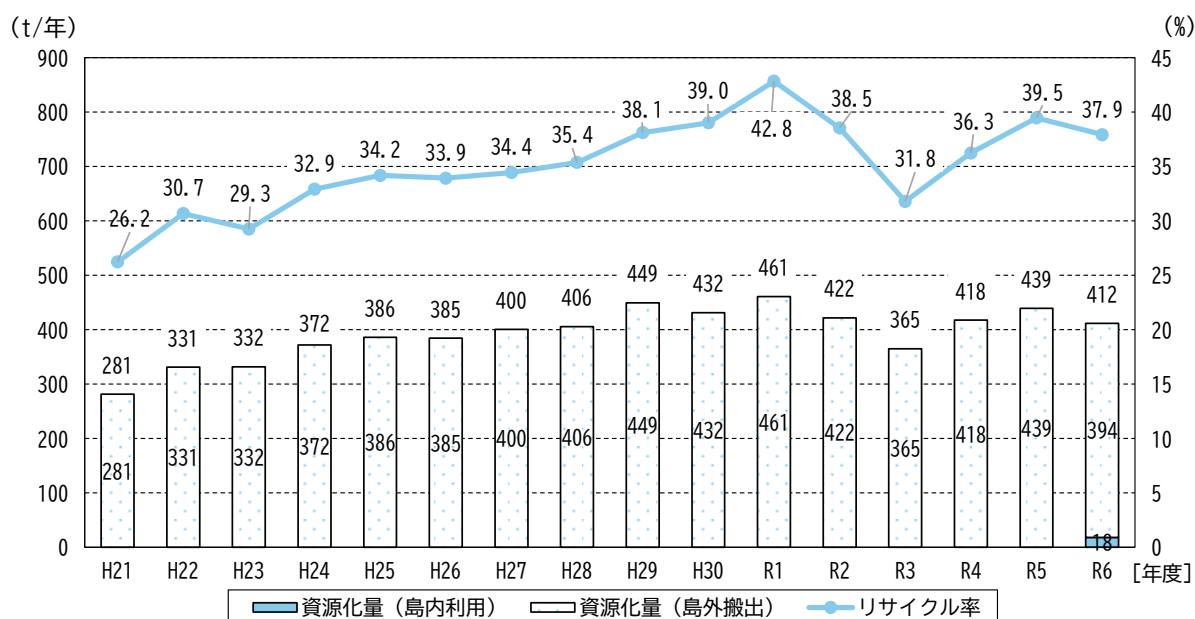
図 3-3 ごみ種類別排出量の推移

3) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の推移を図 3-4 に示します。

資源化量は、令和元年度まで増加傾向にありましたが、令和 2 年度以降はコロナ禍の影響もあり減少に転じ、令和 4 年度以降は回復傾向にあります。令和 6 年度の資源化量は 412 t で、平成 21 年度の約 1.5 倍となっています。

リサイクル率は、令和元年度をピークに、以降は 40% 未満となっています。



※「資源化量 (島内利用)」は、母島における生ごみの自然還元による資源化量であり、令和 6 年度より資源化量に加算している。

図 3-4 資源化量及びリサイクル率の推移

(4) 収集・運搬

1) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬は、民間事業者に委託して実施しています。

また、父島クリーンセンターや母島クリーンセンターに村民や事業者が自らごみを持ち込む直接搬入の受入れも行っています。

令和6年4月から母島で、同年7からは父島でそれぞれの庁舎に設置したりサイクル拠点で、資源ごみの拠点回収を実施しています。

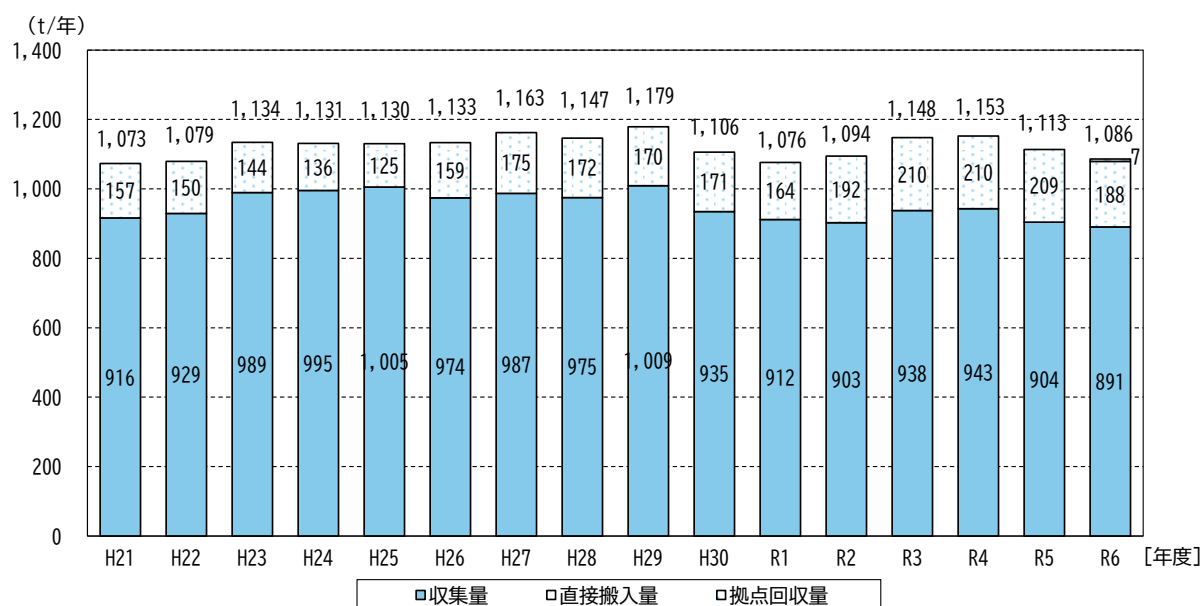
2) 収集・運搬量

収集・運搬量の推移を図3-5に示します。

収集量は、平成29年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度は891t/年と過去16年間で最も少なくなっています。

一方、村民や事業者が自ら処理施設にごみを持ち込む量（直接搬入量）は、令和3年度及び令和4年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度は188tで、収集・運搬量に占める直接搬入量の割合は約20%となっています。

拠点回収量は、令和6年度より父島及び母島で開始されたりサイクル拠点での資源物回収に伴い、令和6年度から回収量を計上しています。



※端数処理の関係で、各項目の和が合計値に一致しない場合がある。

図3-5 収集・運搬量の推移

3) 拠点回収

本村では、令和6年度より、父島及び母島のそれぞれ1か所で資源物を回収するための拠点を設けています。

父島、母島の各拠点の概要を表3-2、写真を図3-6に示します。

表 3-2 資源物の回収拠点の概要

施設名称	項目	内容
資源リサイクル拠点コンテナ	所在地	東京都小笠原村父島字西町 (小笠原村役場第一庁舎横)
	回収品目	以下の7品目 ・容器包装プラスチック ・紙製容器包装 ・紙パック ・雑誌・新聞・雑がみ ・発泡スチロール ・製品プラスチック ・ペットボトルキャップ
	設置年度	令和6年7月
母島リサイクルステーション	所在地	東京都小笠原村母島字元地 (母島支所玄関内)
	回収品目	以下の2品目 ・容器包装プラスチック ・紙パック
	設置年度	令和6年4月



図 3-6 資源リサイクル拠点コンテナ (左)、母島リサイクルステーション (右)

(5) 中間処理

1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3-3 に示します。

父島クリーンセンターの焼却施設は、平成 11 年度の稼働開始から 25 年以上が経過し、老朽化が進行しています。近年では、設備の著しい劣化や損傷に起因する不具合が多発しており、補修工事の実施に伴う運転停止日数が増加しています。

また、設備の補修・更新の頻度の増加により、それに係る費用も増大しています。安定的なごみ処理の継続が困難となりつつあることから、施設の更新が喫緊の課題となっています。

表 3-3 中間処理施設の概要

施設名称	項目	内容
父島クリーンセンター (焼却施設)	所在地	東京都小笠原村父島字洲崎地内
	施設の種類	焼却施設
	処理対象物	可燃ごみ、粗大ごみ、ごみ処理残渣
	炉型式	機械バッチ燃焼式焼却炉
	処理能力	4.6t/8h×1 炉
	事業実施方式	公設公営、運転委託
	敷地面積	約 6,142 m ² (選別・保管施設を含む)
	建築面積	約 722 m ² (選別・保管施設を含む)
	使用開始年度	平成 11 年 4 月
父島クリーンセンター (選別・保管施設)	所在地	東京都小笠原村父島字洲崎地内
	施設の種類	選別・保管施設
	処理対象物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、その他
	処理能力	2.1t/5h
	事業実施方式	公設公営、運転委託
	使用開始年度	平成 11 年 4 月
母島リレーセンター	所在地	東京都小笠原村母島評議平 60
	施設の種類	中継施設、生ごみの自然還元
	保管能力	2t/日
	圧縮・梱包処理能力	0.32t/5h
	生ごみ処理槽	12 槽 (トラッシュ)
	事業実施方式	公設公営、運転委託
	使用開始年度	平成 15 年 4 月
中ノ平処分場	所在地	東京都小笠原村母島字中ノ平
	施設の種類	草木置場
	処理対象物	草木類、伐採木
洲崎減容試験場	所在地	東京都小笠原村父島字洲崎地内
	施設の種類	草木の自然還元
	処理対象物	草木類、伐採木

2) 焼却処理量及び1人1日当たりの焼却処理量

焼却処理量及び1人1日当たりの焼却処理量の推移を図 3-7に示します。

焼却処理量及び1人1日当たりの焼却処理量は、年度によって増減がありますが、平成27年度をピークに微減傾向にあります。

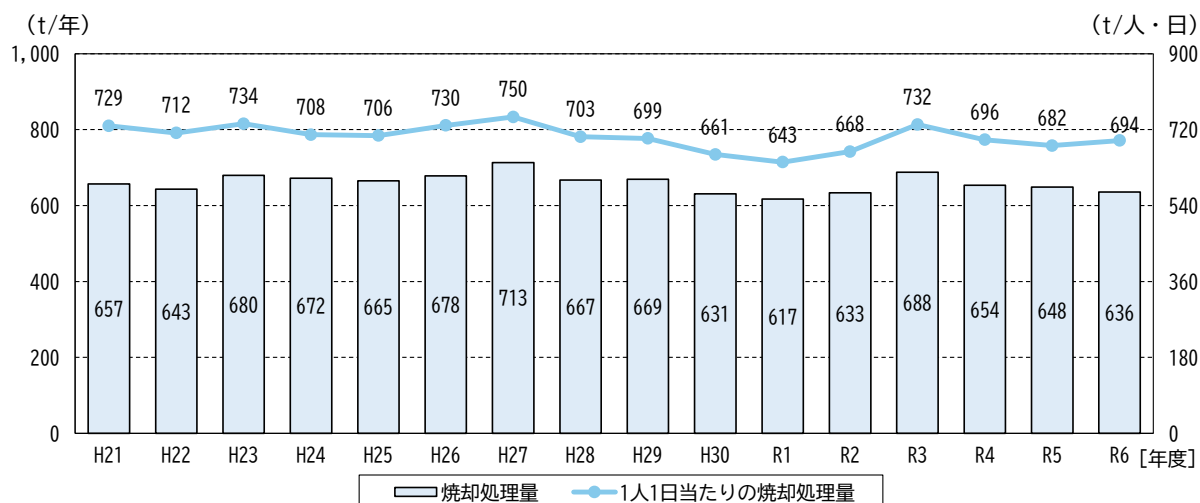


図 3-7 焼却処理量及び1人1日当たりの焼却処理量の推移

3) 焼却ごみの組成

ア 父島の焼却ごみ

父島の焼却ごみ質の推移を表 3-4、ごみの種類別組成の推移を図 3-8、ごみの三成分を図 3-9に示します。

過去16年間のごみ組成の平均割合は、紙類が47.3%で最も多く、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が32.0%、厨芥類が15.7%となっています。平均低位発熱量（実測値）は、11,522kJ/kgと非常に高くなっています。

表 3-4 父島の焼却ごみ質の推移

項目		単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
種類別組成	紙・布類	dt%	54.1	49.4	49.3	43.4	48.9	50.0	50.5	43.0	42.1	45.3	49.8	38.2	54.6	41.6	49.8	47.0	47.3
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類		27.1	23.4	25.9	31.6	31.6	35.2	33.8	33.1	32.8	26.0	34.8	40.4	32.1	33.6	36.5	34.3	32.0
	木・竹・わら類		2.0	1.6	1.5	1.6	1.9	2.1	1.3	1.7	1.0	1.6	1.7	1.0	1.9	1.3	2.0	1.9	1.6
	厨芥類		10.3	16.8	18.3	20.9	13.3	11.1	11.9	19.9	21.5	23.7	11.5	17.1	9.1	21.0	9.2	14.7	15.7
	不燃物質		3.3	3.3	1.3	2.0	0.5	0.4	0.9	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.2	0.9	1.4	0.7	1.4
	その他		3.2	5.5	3.7	0.5	3.8	1.1	1.7	1.5	1.7	2.2	0.9	1.6	1.1	1.5	1.1	1.4	2.0
	単位容積重量		kg/m ³	103	118	146	135	159	143	123	136	121	123	114	103	74	117	115	96
三成分	水分	dt%	39.0	43.3	48.3	40.2	47.6	41.9	37.1	40.5	43.3	37.1	42.7	47.2	34.1	44.3	36.4	38.4	41.3
	可燃分		54.4	48.6	47.3	53.5	47.8	52.2	56.9	55.0	51.1	55.8	51.6	49.6	60.7	50.7	57.2	55.5	53.0
	灰分		6.6	8.1	4.4	6.3	4.6	5.9	5.9	4.6	5.6	7.1	5.7	3.2	5.2	5.0	6.4	6.1	5.7
元素分析	炭素	%	27.12	24.40	23.50	26.19	27.40	29.84	30.74	31.02	31.36	32.67	29.33	29.76	33.43	28.92	33.58	31.76	29.44
	水素		4.50	3.99	3.72	3.86	4.48	5.37	4.65	4.76	5.04	5.11	4.47	4.30	5.03	4.23	4.94	4.79	4.58
	窒素		0.36	0.34	0.44	0.60	0.33	0.35	0.36	3.74	0.78	0.44	0.40	0.48	0.37	0.50	0.39	0.49	0.65
	酸素		22.33	19.76	19.46	22.70	17.82	16.51	20.99	15.18	13.76	17.43	17.23	14.64	21.67	16.88	18.07	18.04	18.28
	硫黄		0.01	0.01	0.08	0.01	0.01	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02
	塩素		0.09	0.11	0.11	0.12	0.36	0.10	0.14	0.23	0.10	0.13	0.17	0.41	0.16	0.20	0.17	0.38	0.19
発熱量測定	低位発熱量（実測値）	kJ/kg	10,348	9,348	9,423	11,563	10,190	10,150	13,118	12,710	12,878	12,875	11,545	11,410	12,943	10,558	13,005	12,290	11,522
	低位発熱量（計算値）	kJ/kg	9,285	8,078	7,703	9,070	7,808	8,775	9,790	9,335	8,533	9,573	8,645	8,153	10,563	8,445	9,850	9,480	8,943

※端数処理の関係で、各項目の和が合計値に一致しない場合がある。

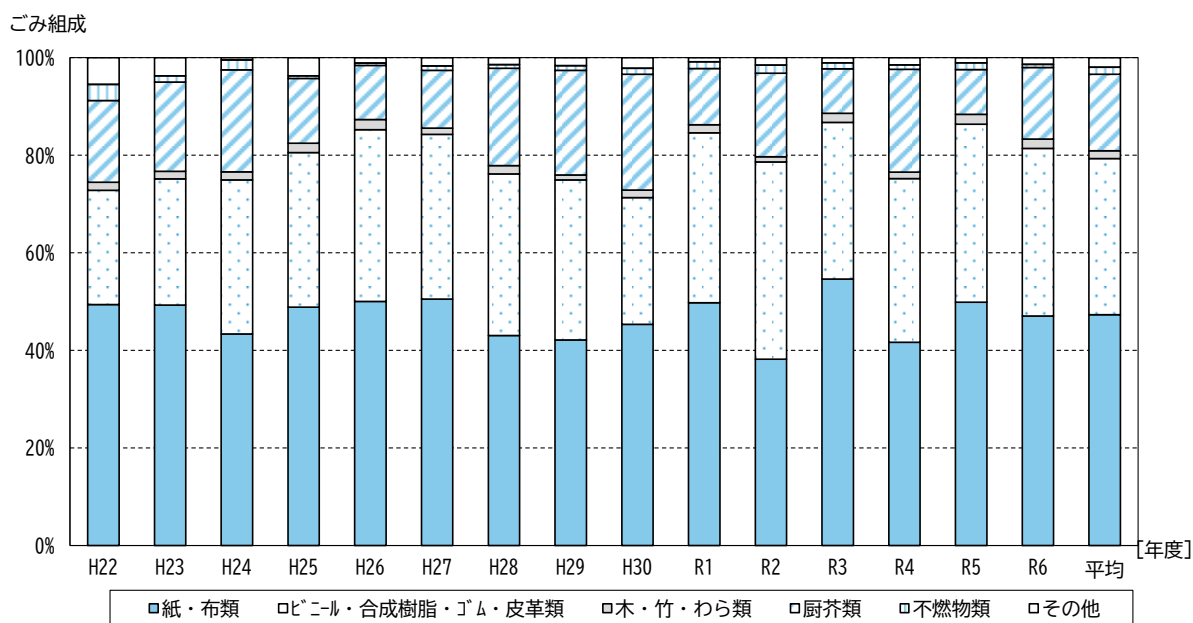
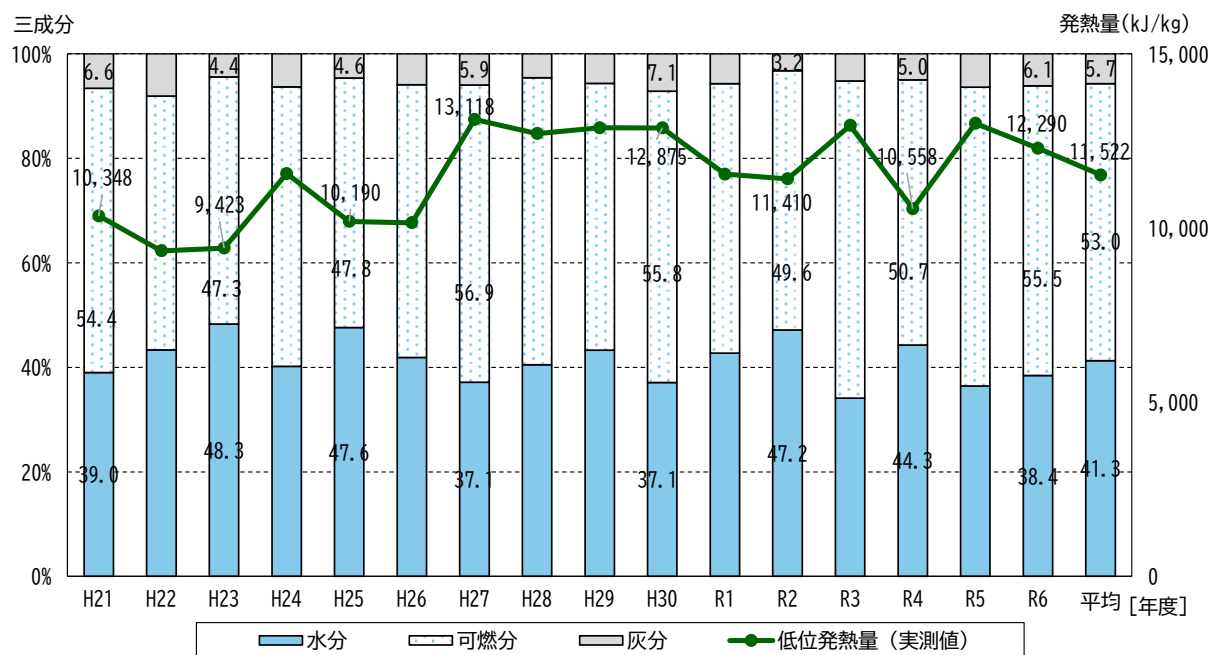


図 3-8 父島の焼却ごみの種類別組成の推移



※ごみ中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合を示すグラフ

- ・水分：ごみ（生ごみ等）に含まれる水分
- ・灰分：不燃物（金属やガラス等）のほか、調理時に発生する燃えがら等
- ・可燃分：ごみ中に含まれる燃える物質

図 3-9 父島の焼却ごみの三成分の推移

イ 母島の焼却ごみ

母島の焼却ごみ質の推移を表 3-5、ごみの種類別組成の推移を図 3-10、ごみの三成分の推移を図 3-11 に示します。

過去 16 年間のごみ組成の平均割合は、父島と同様に、紙類 53.6%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 37.0%、厨芥類 5.1%の順に高くなっています。

母島では生ごみを分別回収しているため、父島と比較すると、全体に対して紙類、ビニール・合成樹脂・ゴム類の割合が多く、厨芥類の割合はかなり少なくなっています。また、平均低位発熱量（実測値）は、16,104kJ/kg と非常に高くなっており、父島と比較しても約 5,000kJ/kg 高くなっています。

表 3-5 母島の焼却ごみ質の推移

項目		単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
種類別組成	紙・布類	dt%	61.0	57.7	58.9	48.2	52.5	61.8	59.0	55.5	50.1	63.8	44.2	38.0	61.2	48.9	52.8	44.4	53.6
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類		31.8	35.9	33.7	39.6	37.1	33.8	36.2	37.0	32.7	28.1	43.6	54.4	33.4	38.9	37.7	37.3	37.0
	木・竹・わら類		0.9	0.6	0.9	0.6	1.5	0.6	2.4	0.9	4.4	1.8	2.7	0.6	0.2	0.7	1.6	1.6	1.4
	厨芥類		2.4	1.2	2.2	7.4	5.0	2.8	1.6	2.8	6.6	5.4	6.1	5.6	3.8	8.6	5.7	14.2	5.1
	不燃物質		3.5	4.3	3.9	4.0	0.7	1.0	0.3	1.4	4.9	0.2	2.0	0.1	0.6	2.6	0.7	1.0	1.9
	その他		0.4	0.4	0.5	0.2	3.2	0.2	0.6	2.4	1.4	0.7	1.4	1.3	0.7	0.3	1.4	1.4	1.0
	単位容積重量		kg/m ³	70	32	42	73	96	101	88	116	89	94	93	82	82	108	95	80
三成分	水分	dt%	16.1	15.7	13.6	21.9	23.7	21.4	18.5	23.8	25.2	21.1	23.8	23.1	30.9	25.3	29.1	27.6	22.5
	可燃分		74.5	74.8	74.2	68.2	71.0	71.8	74.3	67.6	64.5	68.7	67.8	71.5	63.0	67.7	63.6	64.7	69.2
	灰分		9.4	9.5	12.2	9.9	5.3	6.7	7.2	8.6	10.3	10.2	8.6	5.4	6.1	7.0	7.3	7.7	8.2
元素分析	炭素	%	38.63	37.96	37.74	36.18	39.90	40.94	42.39	36.56	37.49	37.61	42.23	47.33	35.82	39.44	37.15	37.46	39.05
	水素		6.17	5.94	5.79	5.34	6.08	7.45	6.11	5.02	5.53	5.54	6.41	6.99	5.39	5.79	5.58	5.43	5.91
	窒素		0.25	0.26	0.30	0.48	0.31	0.26	0.26	1.72	0.35	0.27	0.37	0.29	0.21	0.43	0.38	0.62	0.42
	酸素		29.24	30.44	30.17	25.93	24.10	22.88	25.16	24.17	20.87	25.12	18.60	16.71	21.30	21.65	19.92	20.79	23.56
	硫黄		0.01	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01	0.05	0.01	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01	0.02	0.02
	塩素		0.21	0.20	0.17	0.25	0.60	0.29	0.38	0.10	0.20	0.14	0.15	0.22	0.27	0.37	0.59	0.39	0.28
	発熱量測定		低位発熱量（実測値）	kJ/kg	17,325	17,925	15,425	15,700	16,250	13,885	18,175	16,300	15,545	15,610	16,730	19,870	14,535	15,560	14,830
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	13,625	13,475	13,625	12,300	12,775	12,988	13,535	12,135	11,515	12,405	12,160	12,890	11,090	12,115	11,250	11,490	12,461

※端数処理の関係で、各項目の和が合計値に一致しない場合がある。

ごみ組成

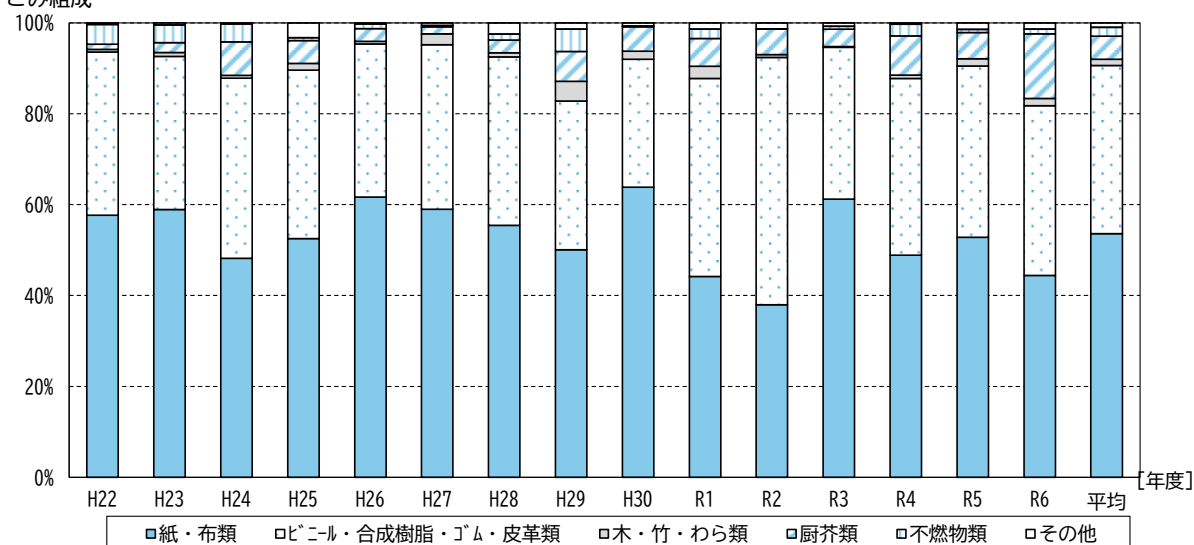
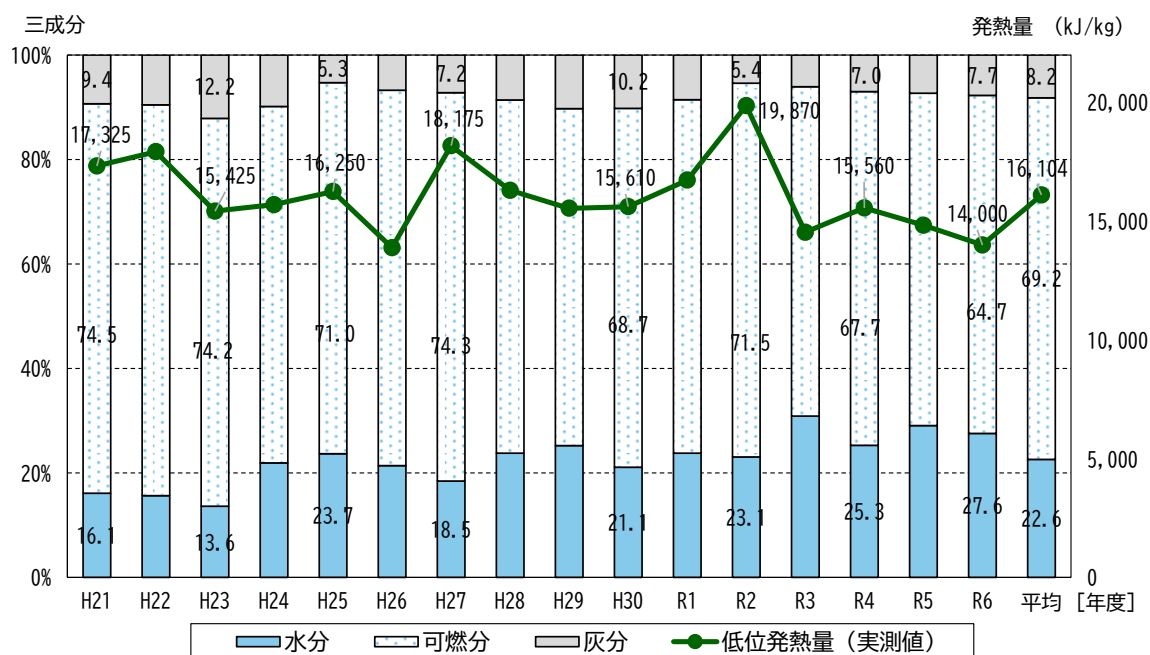


図 3-10 母島の焼却ごみの種類別組成の推移



※ごみ中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合を示すグラフ

- ・水分：ごみ（生ごみ等）に含まれる水分
- ・灰分：不燃物（金属やガラス等）のほか、調理時に発生する燃えがら等
- ・可燃分：ごみ中に含まれる燃える物質

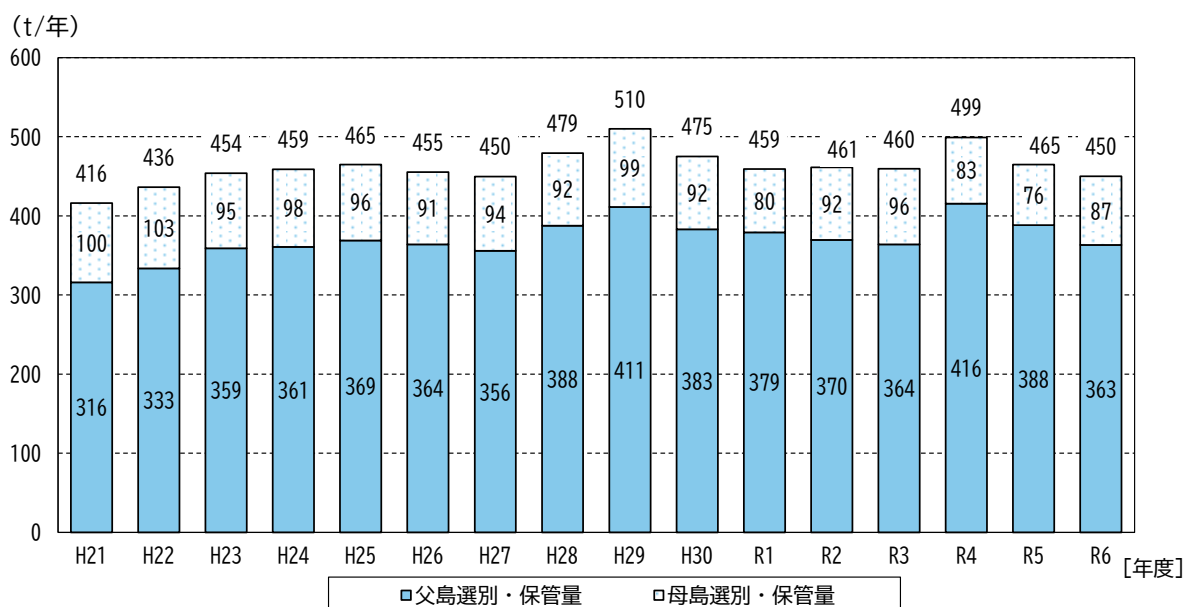
図 3-11 母島の焼却ごみの三成分の推移

4) 選別・保管量

選別・保管量を図 3-12 に示します。

選別・保管量は、年度により増減はありますが、概ね 460 t/年前後で推移しています。

父島の選別・保管量は平成 29 年度以降減少傾向であった中、令和 4 年度に一旦増加に転じ令和 5 年度からは再び減少しているのに対し、母島の選別・保管量は過去 16 年間概ね 90t/年程度で推移しています。



※端数処理の関係で、各項目の和が合計値に一致しない場合がある。

図 3-12 選別・保管量の推移

(6) 最終処分

1) 最終処分場の概要

本村の最終処分場の概要を表 3-6 に示します。

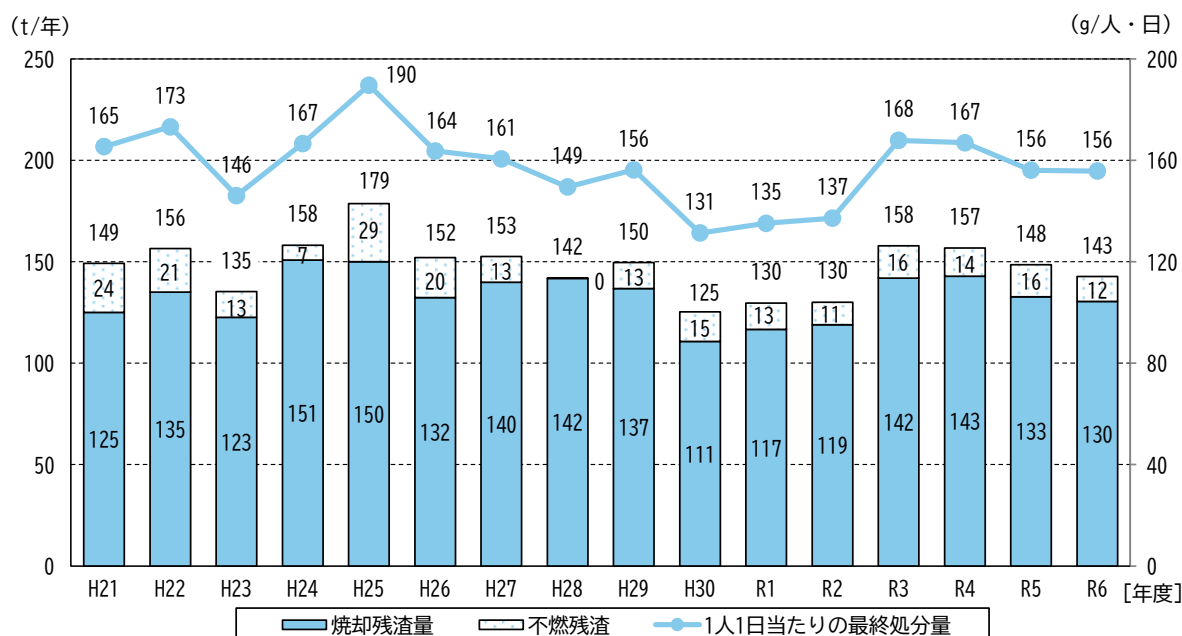
表 3-6 最終処分場の概要

施設名称	項目		内容
父島埋立処分場	所在地		東京都小笠原村父島字洲崎地内
	施設の種類		管理型最終処分場
	処理対象物		焼却残渣（主灰、飛灰）、不燃ごみ
	埋立処分場	総面積	23,000m ²
		埋立面積	3,600m ²
		埋立容量	12,000m ³
		残余容量	9,176 m ³ （令和 6 年度時点）
	浸出水処理施設	処理能力	10m ³ ／日
		調整槽容量	500m ³
		水処理	流入調整＋生物処理（接触ばっ気＋分離膜）＋高度処理（活性炭吸着）＋再利用（又は消毒→放流）
		污泥処理	污泥濃縮＋貯留→場内埋立処分
振分山処分場	事業実施方式		公設公営、管理委託
	埋立開始年月		平成 13 年 10 月
	所在地		東京都小笠原村父島字洲崎
	施設の種類		安定型最終処分場
	処理対象物		飲料用以外のガラス類、陶磁器類
	敷地面積		150m ²
	埋立容量		450m ³
中ノ平処分場	事業実施方式		公設公営、管理委託
	埋立開始年月		昭和 46 年 4 月
	所在地		東京都小笠原村母島字中ノ平
	施設の種類		安定型最終処分場
	処理対象物		飲料用以外のガラス類、陶磁器類
	敷地面積		100m ²
	埋立容量		200m ³
中ノ平処分場	事業実施方式		公設公営、管理委託
	埋立開始年月		平成 5 年 3 月

2) 最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量

最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量の推移を図 3-13 に示します。

最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量は、平成25年度をピークに減少傾向でしたが、令和3年度に増加し、以降は概ね160g/人・日前後で推移しています。



※端数処理の関係で、各項目の和が合計値に一致しない場合がある。

図 3-13 最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量の推移

(7) ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移を表 3-7 及び図 3-14 に示します。

ごみ処理経費は、平成21年度から平成29年度まで2億円前後で推移していましたが、平成30年度以降徐々に増加し、令和6年度は約3.7億円となっています。

また、令和6年度の各処理経費は、1人当たりのごみ処理経費は147,858円、1世帯当たりのごみ処理経費は246,692円、1kg当たりのごみ処理経費は約342円となっており、いずれの経費も平成21年度の約1.5倍となっています。

表 3-7 ごみ処理経費の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
人口	人	2,471	2,475	2,529	2,600	2,581	2,544	2,596	2,602	2,623	2,613	2,621	2,598	2,576	2,572	2,599	2,511	2,569
世帯	世帯	1,327	1,345	1,380	1,407	1,426	1,413	1,467	1,498	1,501	1,490	1,498	1,495	1,510	1,510	1,527	1,505	1,456
ごみ排出量	t	1,073	1,079	1,134	1,131	1,130	1,133	1,163	1,147	1,179	1,106	1,076	1,094	1,148	1,153	1,113	1,086	1,121
ごみ処理経費	千円	230,493	196,035	174,372	190,856	188,460	195,094	211,141	207,991	207,651	224,805	228,339	253,572	238,970	297,390	303,229	371,272	232,479
1人当たりのごみ処理経費	円/人	93,279	79,206	68,949	73,406	73,018	76,688	81,333	79,935	79,165	86,033	87,119	97,603	92,768	115,626	116,671	147,858	90,541
1世帯当たりのごみ処理経費	円/世帯	173,695	145,751	126,357	135,647	132,160	138,071	143,927	138,846	138,342	150,876	152,429	169,613	158,258	196,947	198,578	246,692	159,137
1kg当たりのごみ処理経費	円/kg	214.8	181.6	153.8	168.8	166.8	172.1	181.6	181.4	176.1	203.3	212.2	231.7	208.3	258.0	272.4	341.9	207.8

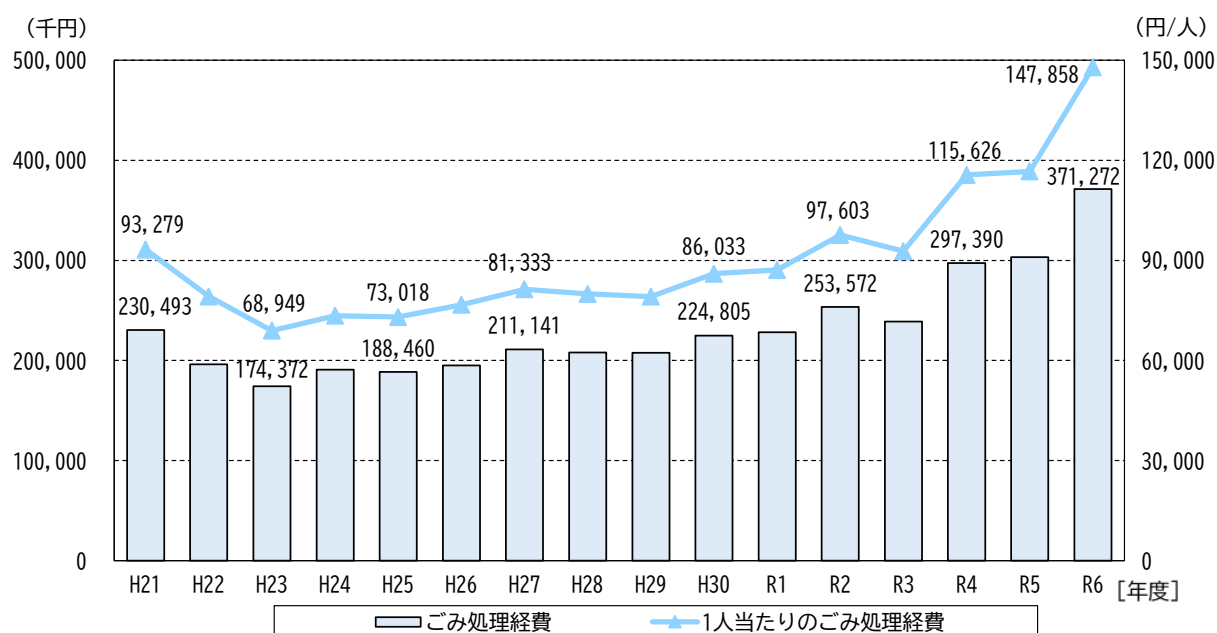
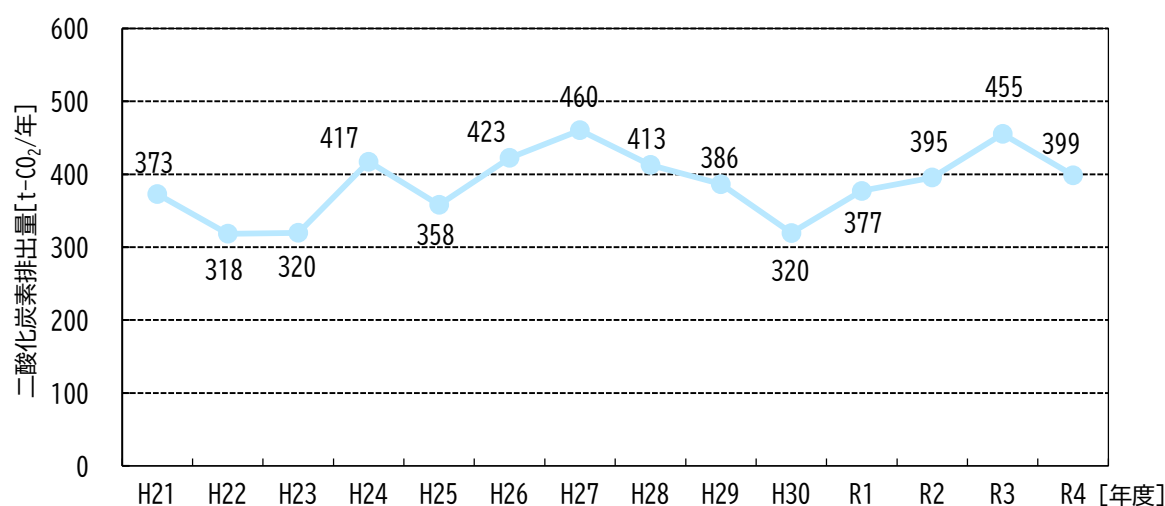


図 3-14 ごみ処理経費及び1人当たりのごみ処理経費の推移

(8) 温室効果ガス排出量

ごみの焼却に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の推移を図 3-15 に示します。

ごみの焼却によって排出される二酸化炭素排出量は、過去 14 年間で増減を繰り返しており、令和 4 年度は 399t-CO₂/年となっています。



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

図 3-15 ごみの焼却に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の推移

2 ごみ処理行政等の動向

(1) 循環型社会形成推進のための法体系

循環型社会の形成を推進するための法体系を図 3-16 に示します。

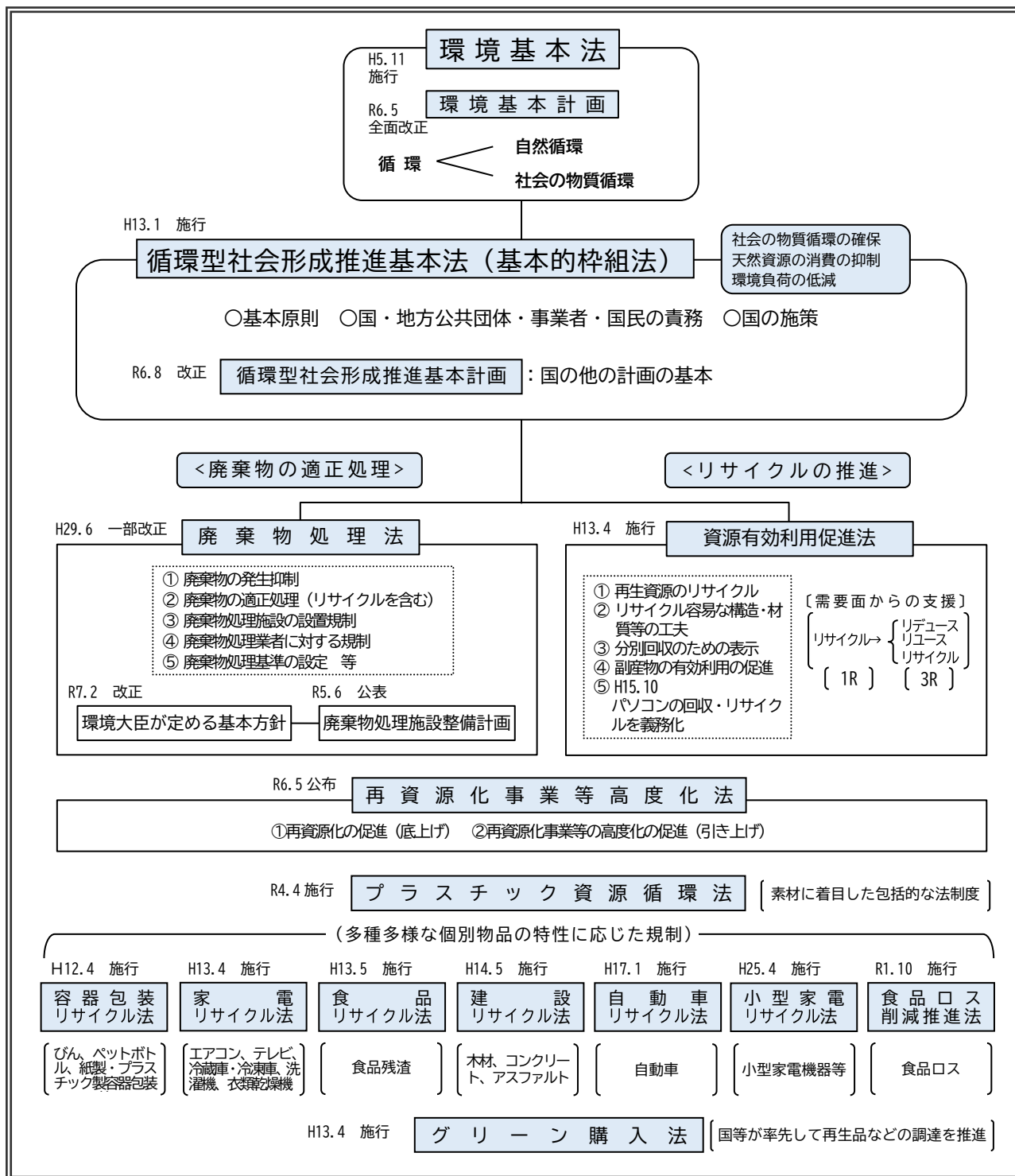


図 3-16 循環型社会形成推進のための法体系

(2) 関連計画

国、東京都、本村及びその他の関連計画を以下に示します。

1) 国の関連計画

ア 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

令和 6 年 8 月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な政策課題として「循環経済への移行」を掲げており、政策効果を把握するための指標として、「循環型社会の全体像に関する指標」と 5 つの重点分野別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」が設定されています。

多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標として設定されている数値目標のうち、ごみ処理に関わる数値目標（抜粋）を表 3-8 に示します。

イ 廃棄物処理基本方針

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」という。）は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められています。

令和 7 年 2 月には、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、廃棄物処理基本方針が変更されました。なお、廃棄物の減量化に関する目標値は、令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」と整合をとる形で改訂されました。

各目標値のうち、ごみ処理に関わる数値目標を表 3-8 に示します。

ウ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理基本方針に即して定められています。

令和 5 年 6 月に、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とする新たな計画が閣議決定され、「資源循環の強化」、「持続可能な適正処理の確保」、「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築」の 3 つの基本的理念を掲げたうえで、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標を設定しています。

各目標値のうち、ごみ処理に関わる数値目標を表 3-8 に示します。

エ プラスチック資源循環戦略

プラスチック資源循環戦略は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の幅広い課題に対応するため、令和元年5月に策定されました。また、プラスチック資源循環戦略を具体的に実現するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されました。

プラスチック資源循環戦略では、基本原則に「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を掲げており、6つの重点戦略及び目標（マイルストーン）が設定されています。

マイルストーンのうち、ごみ処理に関わる数値目標を表 3-8に示します。

オ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下、「食品ロス削減推進法基本方針」という。）は、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」の第11条の規定に基づき定められています。

令和2年3月に食品ロス削減推進法基本方針が閣議決定され、令和7年3月には、食品ロス削減のための取組がより一層推進されるよう、事業系食品ロスの削減目標が引き上げられたほか、消費者、事業者、行政、教育機関等、社会全体が連携し、国民運動として推進していくための新たな施策が追加されました。

食品ロス削減推進法基本方針で定められている目標を表 3-8に示します。

2) 東京都の関連計画

ア 東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、東京都環境基本計画の廃棄物分野に関する計画として「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しており、東京都が循環型社会を実現していくために必要な施策を示しています。

令和3年9月の改定では、「持続可能な形で資源を利用する社会の構築」及び「社会的なコストや環境負荷を踏まえた廃棄物・リサイクルシステムの強化」を目指すこととしており、主な施策として、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環利用の更なる促進、廃棄物処理システムの強化、健全で信頼される静脈ビジネスの発展、社会的な課題への的確な対応の5つを掲げています。

ごみ処理に関わる計画目標や指標を表 3-8に示します。

イ 東京都分別収集促進計画（第10期）

東京都分別収集促進計画は、東京都内の区市町村の容器包装廃棄物の分別収集品目やそれらの排出量・収集見込量を取りまとめ、リサイクルの普及等に取り組むことを目的としています。なお、第10期計画は、令和4年11月に策定し、これまで計3回の改正を行っています。

当該計画において調査の対象としている容器包装廃棄物は10品目※であり、本村はこの10品目全ての分別収集を実施しています。

※対象とする容器包装廃棄物の10品目

：無色ガラス容器、茶色ガラス容器、その他ガラス容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む。）、スチール缶、アルミ缶、ダンボール、紙パック

ウ 小笠原諸島振興開発計画

小笠原諸島振興開発計画は、令和 6 年 4 月施行の小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項に基づき策定したものであり、同法第 6 条第 4 項及び第 8 項並びに令和 6 年 5 月に国が策定した「小笠原諸島振興開発基本方針」に基づき、小笠原諸島の振興開発施策を記載したものです。

令和 6 年 8 月には、計画期間を令和 6 年度から令和 10 年度までとした新たな計画が策定され、振興開発事業として「生活環境の整備・産業の振興」、「交通アクセスの整備」、「自然環境の保全・再生」を進めていくことで、基本的方針である「住民生活の安定・福祉の向上」、「移住・定住の促進」、「小笠原諸島の自立的発展」を目指していくとしています。

廃棄物分野においては、リサイクル品の海上輸送に係る費用や廃棄物処理施設の老朽化の進行が課題として挙げられています。この課題への取組としては、海上輸送費削減のためのごみの減量化や、ごみ処理の広域連携や施設の更新に向けた検討を進めるものとしています。

ごみ処理に関わる数値目標を表 3-8 に示します。

エ 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画

小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画は、美しく貴重な世界自然遺産である小笠原諸島の海岸環境を保全するため、漂着物の処理と発生抑制を目的として、平成 25 年 7 月に策定、令和 6 年 5 月に一部改正、令和 7 年 3 月に改定を行っています。

令和 7 年 3 月の改定では、令和元年 5 月閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、海洋プラスチックごみ対策として、3R の推進による発生抑制やマイクロプラスチック（5mm 以下のプラスチック類のものをいう。）の対策等を盛り込みつつ、国、海岸管理者及び地方公共団体（東京都、小笠原村）等の各主体の役割や漂着物の回収・処理や発生抑制・普及啓発に関する対策を示しています。

3) 本村の関連計画

ア 第 4 次小笠原村総合計画 基本構想・基本計画（後期 5 ヶ年）

第 4 次小笠原村総合計画 基本構想・基本計画は、本村の目指す将来像「心豊かに暮らし続けられる島」の実現に向けて、各分野の施策方針を示したものです。

令和 6 年 3 月に策定した「第 4 次小笠原村総合計画 基本構想・基本計画（後期 5 ヶ年）」は、全計画期間（平成 26 年度～令和 10 年度）のうちの後期 5 ヶ年（令和 6 年度～令和 10 年度）についての計画を定めています。

廃棄物分野においては、小笠原諸島振興開発計画と同様の課題のほか、海洋ごみの適正処理に関する課題が挙げられており、海洋ごみ対策の役割分担の見直しや処理責任を明確にした回収・処理ルール等の調整を進めるとしています。

4) その他の関連計画

ア 世界自然遺産小笠原諸島管理計画

小笠原諸島の世界自然遺産推薦に当たり、平成 22 年 1 月に環境省、林野庁、文化庁、東京都及び本村によって、「世界自然遺産推薦地小笠原諸島管理計画」を策定しました。その後、平成 30 年 3 月に「世界自然遺産小笠原諸島管理計画」として改定し、令和 6 年 5 月に現状を踏まえて再び改定を行いました。

当該計画は、小笠原諸島の顕著な普遍的価値を持つ世界自然遺産としての自然環境を健全な状態で将来の世代に引き継ぐことを目的としており、生態系の保全や自然と人の共生、持続的な遺産の管理についての方針を示しています。

表 3-8 国及び東京都の一般廃棄物の減量化に係る数値目標

関連計画		目標年度	指標	数値目標
国	第五次循環型社会形成推進基本計画	令和12年度(2030年度)	1人1日当たりのごみ焼却量	約580g
	廃棄物処理基本方針	令和12年度(2030年度)	一般廃棄物排出量	令和4年度比で9%削減
			1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)	約478g
			出口側の循環利用率(リサイクル率)	約26%
			1人1日当たりのごみ焼却量	約580g
			最終処分量	令和4年度比で5%削減
	廃棄物処理施設整備計画	令和9年度(2027年度)	出口側の循環利用率(リサイクル率)	28%
	プラスチック資源循環戦略	令和12年度(2030年度)	ワンウェイプラスチック	累積25%排出抑制
			容器包装	6割をリユース・リサイクル
		令和17年度(2035年度)	使用済プラスチック	100%リユース・リサイクル等により有効活用
	食品ロス削減推進法基本方針	令和12年度(2030年度)	家庭系食品ロス	平成12年度比で50%削減
			事業系食品ロス	平成12年度比で60%削減
東京都	東京都資源循環・廃棄物処理計画	令和7年度(2025年度)	一般廃棄物の再生利用率	31%以上
		令和12年度(2030年度)	一般廃棄物の再生利用率	37%以上
			プラスチック焼却削減量	平成29年度比で40%削減
	小笠原諸島振興開発計画	令和10年度(2028年度)	リサイクル率	50%

(3) ごみ処理の広域化・集約化について

本村の父島クリーンセンターは老朽化が進行しており、今後の廃棄物処理施設のあり方について、新設や延命化、そして広域化を含めた検討が必要とされています。

1) ごみ処理広域化・集約化とは

ごみ処理の広域化・集約化とは、複数の市町村が共同でごみ処理施設を設置・運営したり、既存の施設を統合したりすることで、効率的なごみ処理を目指す取組です。

2) 国の動向

国は、平成9年5月に「ごみ処理の広域化計画について（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」を発出し、全都道府県でごみ処理の広域化計画やそれに類する計画が策定され、ごみ処理の広域化・集約化に向けた取組を進めてきました。

ごみ処理の広域化・集約化を一層推進するため、令和6年3月29日付で「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（環循適発第24032923号）を発出しました。これに伴い、令和7年3月に「広域化・集約化に係る手引き（環境省）」を改定しており、主体となる都道府県や市町村に対して、広域化・集約化に向けた取組の一層の強化を求めています。本手引きでは、広域化・集約化の実施によって、「持続可能な適正処理の確保」、「気候変動対策・脱炭素化の推進」、「資源循環の強化」、「災害対策の強化」、「地域への多面的価値の創出」等の効果が期待されるとしています。

3) 東京都の動向

東京都においてもごみの広域化・集約化を進めており、令和5年3月に「東京都における今後のごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の方向性」を策定しています。

この方針では、原則として100t/日以上全連続焼却式ごみ焼却施設の設置を目指すこととしていますが、都内島しょ地域については、「離島という地理的特性を踏まえ、広域処理を行うことが効率的な処理につながる場合は、広域連携を行い、島しょ地域に応じた持続可能な処理体制の確保を図っていく」としています。

また、本村を含めた島しょ地域でのごみ焼却施設の広域化・集約化は、以下の理由により困難な状況にあるとされています。

- ・ 離島という地理的条件により、広域処理を行う場合、船舶での運搬が必要となり、荒天時等に一定期間運搬ができないことで公衆衛生の課題が発生するおそれがあること
- ・ 島しょ地域内で広域化が図られた場合も、100t/日以上焼却施設規模の確保は難しく、必ずしも広域化が適しているとは言えないこと

4) 都内島しょ地域の動向

伊豆諸島 8 町村の焼却施設の施設規模を表 3-9 に示します。

東京都内の島しょ地域（伊豆諸島 8 町村、小笠原諸島 1 村）では、各町村でゴミ焼却施設を所有しており、施設の施設規模は 20 t /日未満となっています。

表 3-9 伊豆諸島 8 町村の焼却施設の施設規模

自治体名	施設名称	焼却施設の施設規模	使用開始年度
大島町	千波環境美化センター	15t/日 (7.5t/日×2 炉)	平成26 (2014) 年度
利島村	利島村清掃センター	3t/日 (3t/日×1 炉)	平成 8 (1996) 年度
新島村	新島村清掃センター	6t/日 (6t/日×1 炉)	令和元 (2019) 年度
神津島村	神津島村清掃センター	13t/日 (13t/日×1 炉)	平成 6 (1994) 年度
三宅村	三宅村クリーンセンター	7t/日 (7t/日×1 炉)	平成12 (2000) 年度
御蔵島村	御蔵島じん芥処理施設	2t/日 (2t/日×1 炉)	平成 9 (1997) 年度
八丈町	八丈町クリーンセンター	12t/日 (6t/日×2 炉)	令和 6 (2024) 年度
青ヶ島村	クリーンセンター	0.5t/日 (0.5t/日×1 炉)	平成15 (2003) 年度

ゴミ処理の広域化・ゴミ処理施設の集約化は行われていませんが、伊豆諸島 8 町村のゴミ焼却施設から発生する焼却残さは、東京都島嶼町村一部事務組合の大島一般廃棄物管理型最終処分場、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場で広域処理を行っています。

5) 本村の方針

本村では、図 3-1 のゴミ処理フローに示すとおり、父島と母島間でゴミ処理の広域化・集約化が行われています。

現状では、本村が有するゴミの輸送船及び輸送用コンテナの数には限りがあり、本村から発生するゴミ全量を島外に輸送し、処理を行うのは困難な状況にあります。

しかしながら、広域化・集約化に伴う将来的なゴミ処理に係るコストの抑制、ならびに、島しょ部全体ならびに本土側も含めた効率的かつ持続可能なゴミ処理体制の構築を見据えることも重要です。また、本村内にはゴミ焼却施設が一つしかないため、故障等により長期間運転停止となった場合の代替手段として、広域処理体制を確保しておく必要もあります。

そのため、今後も、現行の父島－母島間でのゴミ処理体制を維持しつつ、東京都と連携し、島しょ部全体での連携に加え、本土側との広域的な処理体制の可能性も視野に入れ、ゴミ処理の広域化・集約化の可能性を継続的に検討していきます。

(4) ごみ処理の有料化について

1) ごみ処理の有料化とは

ごみ処理の有料化とは、市町村が一般廃棄物処理(収集、運搬及び処分を含む)について手数料を徴収することを言います。なお、ごみ袋(指定袋)を販売するだけで、手数料を上乗せしない場合は有料化には該当しません。

ごみ処理の有料化の実施により、「ごみの排出抑制」や手数料が安い資源化物への分別が促進されることによる「再生利用の推進」、「排出量に応じた負担の公平性の確保」、「住民や事業者の意識改革」等の効果が期待されます。特に、ごみの排出抑制については、実証実験等で高い効果が期待できることが示されており、循環型社会への転換を図るための有効な手段とされています。

2) 国の動向

国は、市町村が一般廃棄物処理の有料化を導入または見直す際の参考として、令和4年3月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂しています。

また、国では、全国自治体の有料化の実施状況を示した「家庭ごみ(粗大ごみを除く)の有料化実施状況について」を毎年度公表しています。これによると、令和5年度の全国の家庭ごみ(粗大ごみを除く)有料化の導入状況は、全国1,741自治体のうち、1,169自治体(約67%)となっています。

3) 東京都の動向

令和3年9月に改定した東京都資源循環・廃棄物処理計画では、都内の島しょ地域においても、家庭ごみの発生抑制に係る効果から、家庭ごみの有料化の導入を検討する必要があるとしています。また、昨今、東京都23区でも有料化の実施に向けた検討が進められています。

東京都の家庭ごみ(粗大ごみを除く)有料化の導入状況は、全62自治体のうち、38自治体(62%)となっています。

4) 都内島しょ地域の動向

都内島しょ地域では、9自治体のうち、大島町のみで家庭ごみ(粗大ごみを除く)の有料化を実施しています。

大島町では、平成16年4月から、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ及び有害ごみの4品目について、指定袋による有料化が実施されています。

5) 類似自治体の動向

「第3章 3 (1) 3) イ 類似自治体との比較結果」において、本村と産業構造、都市形態及び人口等が類似している133自治体では、94自治体(約71%)で家庭ごみ(粗大ごみを除く)の有料化を実施しています。

6) 本村の方針

ごみ処理の有料化は、全国的にも普及しつつあり、近年高騰するごみ処理経費を補填するとともに、ごみ減量化を一層促進できることが期待されるため、有効な手段と考えられます。一方で、有料化導入に伴う村民の費用負担をはじめとする様々な課題もあることから、慎重な検討が求められます。

本村においては、現行のごみ処理サービスを見直すとともに、処理手数料の適正化を図ることで、ごみ処理事業全体の財政の健全化を図ることができれば、有料化に頼らないごみ行政を実現できる可能性があります。今後は、ごみの排出量やごみ処理経費の推移を注視しつつ、更なるリサイクルの推進を進めた上で、有料化を含めてごみ減量に資する政策を総合的に検討していきます。

3 ごみ処理の実績に対する評価

(1) 一般廃棄物処理システムによる評価

平成 28 年 9 月に改定されたごみ処理基本計画策定の指針となる「ごみ処理基本計画策定指針」では、「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「処理システム指針」という。）」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」を有効に活用しながら、ごみ処理基本計画を策定していくことが望ましいとされています。

以降では、処理システム指針に沿った評価結果を示します。

1) 分別収集区分の評価

処理システム指針では、一般廃棄物の標準的な分別収集区分が示されており、この分別収集区分に対する当該市町村の実施状況を踏まえて、見直しを行うことで、発生抑制を推進し、分別収集の推進等に努めることとしています。

標準的な分別収集区分に対する本村の分別状況を表 3-10 に示します。

本村では、17 品目のうち 13 品目の分別収集を実施しています。一方で、廃食用油、剪定枝、繊維製品（布類）の 3 品目で分別収集が未実施となっています。

表 3-10 標準的な分別収集区分に対する本村の実施状況

標準的な分別収集区分			本村の分別状況
循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収	プラスチック	ペットボトル	○
		プラスチック製容器包装	○
		製品プラスチック	○
	バイオマス	廃食用油	×
		生ごみ	○（母島のみ）
		剪定枝	×
	古紙、紙製容器包装	古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ）	○
		紙製容器包装	○
	繊維製品（衣類）		×
	ガラス類（ガラスびん）		○
	金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属）		○
	小型家電		○
	リチウム蓄電池等		○（有害物・危険物）
その他専用の処理のために分別するごみ		○（有害物・危険物）	
粗大ごみ			○
燃やさないごみ			○（陶磁器・ガラス類）
燃やすごみ			○

出典：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和7年3月改訂、環境省）を基に作成

2) 回収方法の評価

処理システム指針では、家庭系ごみの一般的な回収方法が示されています。回収方法については、品目の特性により有効な回収方法は異なるとしてはいますが、その中でも、分散型資源回収拠点については、排出者が自由度の高い時間帯で排出可能になることから、ステーション回収・戸別回収と組み合わせることで、収集費用を抑制しつつ、住民の利便性の向上につながるとしてはいます。

各回収方法の特徴と本村の実施状況を表 3-11 に示します。

本村では、父島及び母島でステーション回収及び拠点回収を実施しています。

表 3-11 各回収方法の特徴と本村の実施状況

回収方法	特徴	本村の実施状況
ステーション回収	収集時間までに定められた集積所まで住民がごみを運び、収集を行う方法。多くの市町村で原則として利用者がごみ集積所の設置・管理を行うことになっており、ごみ集積所の設備の設置をするのは自治会、管理組合、住民グループ、土地の開発事業者、アパートの所有者や管理会社など様々である。	○
戸別回収	収集時間までに住民が各戸別にごみを排出し、収集を行う方法。ステーション回収のように地域の連携を取らず、排出者個人の責任が明確なので、住民同士や収集する市町村とのトラブルが少ないのが特徴。ごみを出す側にとっては、ごみ集積所にごみを運ぶ手間が少なく利便性が高い。ごみを収集する側にとっては、排出者責任が明確になることでごみ出しルールを守ってもらいやすいという利点がある一方、ステーション回収よりも収集効率が落ちるというデメリットもある。	×
拠点回収（分散型資源回収拠点） （専用の施設整備を伴う場合）	専用の敷地等あるいは施設を設けて、コンテナやフレキシブルコンテナバッグ等が設置され、利用時間帯を広く設定し、一定の時間内に住民が多品目を排出できる方法。同時に複数品目の回収が行える方法であり、ステーション回収・戸別回収や集団回収では回収していない品目も含めて多品目の回収による資源化も可能となる。	○（父島）
拠点回収 （専用の施設整備を伴わない場合）	回収ボックス（回収箱）を住民の往来の多い既存施設など様々な地点に常設し、排出者が直接投入する方法。回収ボックスの設置場所として公共施設（役所等）、スーパー、家電販売店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等が挙げられる。	○（母島）
集団回収	市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって資源物を回収する方法。	×

出典：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和7年3月改訂、環境省）を基に作成

3) 一般廃棄物処理システムの評価

処理システム指針では、市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努める必要があるとされています。

その客観的な評価のための標準的な評価項目を表 3-12 に示します。

本計画では、表 3-12 の 10 指標のうち、環境省が提供している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 5 年度版）（以下「評価支援ツール」という。）」で分析可能な 5 指標について比較を行います。

表 3-12 一般廃棄物処理システムの標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量	kg/人・日
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口 1 人 1 日当たり排出量	kg/人・日
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	—
経済性	費用対効果	人口 1 人当たり年間処理経費	円/人・年
		資源回収に要する費用	円/t
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ
		最終処分減量に要する費用	円/t

※上記のうち、グレーアウトした指標は、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」で分析不可

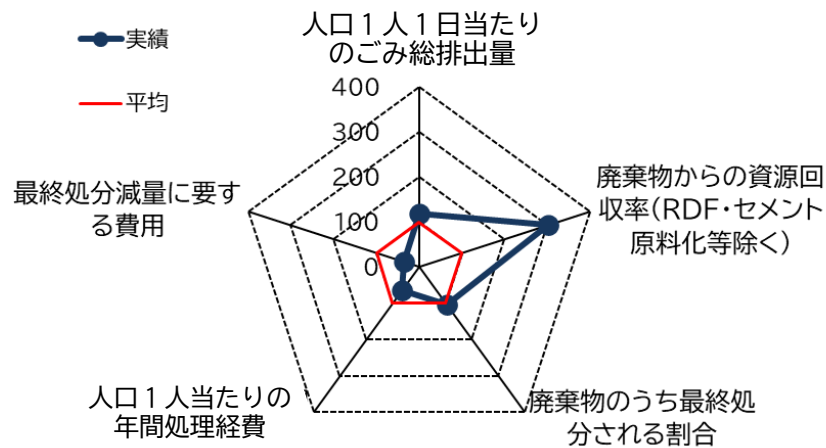
出典：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和 7 年 3 月一部改訂、環境省）を編集

ア 伊豆諸島地域の自治体との比較結果

評価支援ツールにより、本村及び伊豆諸島 8 町村の平均と本村の実績を比較した結果を図 3-17 に示します。なお、比較結果は赤線が平均値（指標 100）を示しており、赤線より外側（100 より高い）だと比較自治体と比べて高評価、赤線より内側（100 より低い）だと比較自治体と比べて低評価となります。

比較の結果、本村は、「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」等のごみの発生抑制、資源化に関わる項目で高評価となりました。

一方で、「人口 1 人 1 日当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」等のごみ処理費用に関する項目では低評価となっており、ごみ処理に係る費用が他の伊豆諸島自治体と比べて、突出して高い傾向であるといえます。



※伊豆諸島 8 町村：大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 5 年度実績、環境省）

図 3-17 評価支援ツールによる本村及び伊豆諸島 8 町村※の平均との比較結果

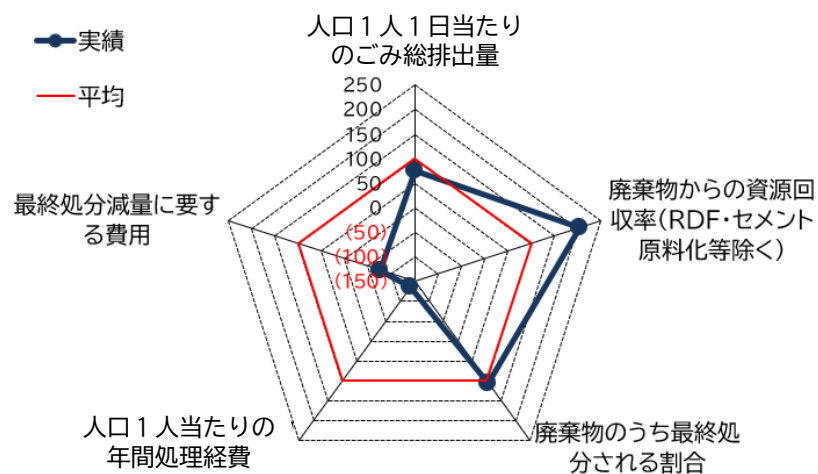
イ 類似自治体との比較結果

評価支援ツールにより、産業構造、都市形態及び人口が類似している全国の類似自治体（133 自治体）平均と本村を比較した結果を図 3-17、類似自治体（133 自治体）の一覧を表 3-13 に示します。

比較の結果は、伊豆諸島自治体との比較結果同様、ごみの発生抑制、資源化に関わる項目で高評価となり、ごみ処理費用に関する項目では低評価となりました。

特に、「廃棄物からの資源回収率」については、平均を大幅に上回っており、積極的に資源化を進めているといえます。

一方で、「人口 1 人 1 日当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は、平均を大幅に下回っており、離島という地理的な制約もあり、ごみ処理に多額の費用を費やしているといえます。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 5 年度実績、環境省）

図 3-18 評価支援ツールによる全国の類似自治体（133 自治体）平均との比較結果

表 3-13 全国の類似自治体（133 自治体）一覧

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	木古内町	群馬県	神流町	岐阜県	東白川村	愛媛県	松野町
	乙部町		南牧村	愛知県	飛島村	高知県	奈半利町
	奥尻町	埼玉県	高山村		設楽町		田野町
	寿都町		東秩父村		東栄町		本山町
	黒松内町		檜原村		豊根村		仁淀川町
	二セコ町	東京都	奥多摩町	京都府	笠置町		越知町
	京極町		利島村		南山城村		椿原町
	泊村		新島村	大阪府	千早赤阪村		日高村
	神恵内村		神津島村		曾爾村	福岡県	赤村
	古平町		三宅村	奈良県	御杖村	熊本県	小国町
	上砂川町		御蔵島村		下市町		津奈木町
	上川町		青ヶ島村		黒滝村		五木村
	占冠村		小笠原村		天川村		山江村
	音威子府村	神奈川県	清川村		野迫川村		球磨村
	中川町	新潟県	出雲崎町		十津川村	鹿児島県	三島村
	浜頓別町		刈羽村		下北山村		十島村
	中頓別町	富山県	舟橋村		上北山村		大和村
	幌延町	福井県	池田町		川上村		宇検村
	今別町	山梨県	早川町	和歌山県	東吉野村	沖縄県	国頭村
青森県	風間浦村		西桂町		高野町		渡嘉敷村
岩手県	西和賀町		鳴沢村		すさみ町		座間味村
	野田村		小菅村		太地町		粟国村
秋田県	小坂町	長野県	丹波山村	和歌山県	古座川町		渡名喜村
	上小阿仁村		青木村		北山村		竹富町
	藤里町		阿南町		若桜町		与那国町
	井川町		平谷村	鳥取県	日吉津村	計	133自治体
山形県	西川町		根羽村		日野町		
	檜枝岐村		天龍村	島根県	川本町		
福島県	只見町		上松町		美郷町		
	北塩原村		南木曽町		海士町		
	磐梯町		木祖村		西ノ島町		
	柳津町		王滝村		知夫村		
	三島町		麻績村	岡山県	西粟倉村		
	金山町		筑北村	山口県	上関町		
	広野町		小谷村	徳島県	牟岐町		
	川内村		野沢温泉村	香川県	直島町		

(2) 前計画の目標値の達成状況

平成7年3月に策定された前計画では、指標ならびに数値目標は設定されていませんが、計画目標年度（平成21年度）までの将来ごみ量が推計されています。

ごみ処理において代表的な指標である「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの焼却処理量」、「リサイクル率」、「最終処分量」について、前計画の計画目標年度である平成21年度と直近の令和6年度の実績値との比較を行った結果を表3-14に示します。

結果、全ての指標で目標値を達成しています。

これは、前計画策定から約30年間で、以下のとおり全国的にごみの量、質とともに大きく変化したこと、また、本村のごみ処理体制が整備されたことが要因として考えられます。

- ・ 前計画策定時の1990年代初頭（平成初期）は、バブル経済の影響や、利便性を追求する生活スタイルの定着、大量生産・大量消費の社会構造が続いていたため、ごみ排出量は高い水準にあった。
- ・ 平成7（1995）年度に容器包装リサイクル法が施行されるなど、リサイクル関連法令の整備が進み、分別や資源化に対する意識が向上し、資源化量が増加し、リサイクル率も向上した。
- ・ 本村においても、平成11年度に父島クリーンセンター（選別・保管施設）の整備に伴い、ダンボール等の島外搬出による資源化が加速し、資源化量が大幅に増加した。

表 3-14 前計画の目標値とその達成状況

年度 指標	単位	前計画の計画目標 (平成21年度)	平成21年度実績		令和6年度実績	
			実績値	達成状況	実績値	達成状況
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,896	1,190	○	1,185	○
1人1日当たりの焼却処理量	g/人・日	1,275	729	○	694	○
リサイクル率	%	4.1%	26.2%	○	37.9%	○
最終処分量	t/年	814	149	○	143	○

※○：達成、×：未達成

第4章 ごみ処理の課題

(1) 発生・排出抑制

ごみ総排出量は概ね横ばいで推移していますが、令和6年度の1人1日当たりのごみ排出量(1,185g/人・日)は、全国平均値(令和5年度:851g/人・日)に比べると、非常に高くなっています。

これは、本村で排出されるごみが、飲食店や民宿等から排出される事業系ごみの割合が多いことや、建設資材等の産業廃棄物の一部が一般廃棄物として排出されていることが要因として考えられます。

廃棄物処理法第3条では、事業者は、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」こと、また、「その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める」ことが定められています。

村民のみならず、事業者や観光客に対しても、発生・排出抑制のための啓発活動を強化するとともに、事業系ごみや産業廃棄物の排出ルールの明確化を図る必要があります。

(2) 資源化

リサイクル率は、平成24年度以降30%以上を維持しており、前計画の目標値(平成21年度:4.1%)、伊豆諸島地域の8町村平均(12.5%)、類似自治体平均(18.4%)と比較しても非常に高く、これまでの取組の成果として評価できます。

一方で、経年変化をみると、資源化量及びリサイクル率は、令和2年度に大きく減少し、その後も40%未満に留まっています。

焼却ごみには、紙やプラスチック等の資源化できるごみが多く含まれています。焼却ごみに含まれている資源化可能なごみの分別を徹底し、資源化に回すことで、焼却ごみの減量化、更には、リサイクル率の向上を図る必要があります。

(3) 収集・運搬

収集量は減少傾向にある一方で、直接搬入量は増加傾向にあります。直接搬入量の増加は、安定した収集・運搬サービスの提供や受益者負担の適正化につながりますが、搬入先となる施設においてごみ搬入時の対応人員の増員に伴うコストの増加や貯留スペースの確保等が課題となっています。また、令和6年度から父島・母島で開始した拠点回収は、収集・運搬費用を抑えつつ資源化を促進できますが、回収量の増加に伴い不適正廃棄物の排出の増加が懸念されます。

今後も村民や事業者のごみ排出マナーの向上を図りつつ、各収集形態の利点・欠点を踏まえた上で、本村に適した収集運搬体制のあり方を検討していく必要があります。また、将来的な高齢化の進展により、ごみステーションへの持ち込みが困難となる世帯が増加する可能性もあることから、必要に応じて支援のあり方を検討します。

(4) 中間処理

中間処理量（焼却処理量及び資源ごみの選別・保管量）は令和 4 年度以降微減傾向にありますが、父島クリーンセンター（焼却施設）は、老朽化が著しく、安定的な稼働の継続に懸念があります。計画的な更新等も視野に施設整備の今後のあり方について早急に検討を進めていく必要があります。

(5) 最終処分

父島埋立処分場では、焼却残渣及び不燃ごみが処分されています。令和 6 年度の最終処分量は 143t/年で、前計画の目標値（平成 21 年度：814t/年）と比較すると、約 670t/年と大幅に減少しています。

本村の最終処分場（管理型）は 1 カ所のみであり、新たに最終処分場を整備するのは難しい状況にあります。既存処分場の延命化に向け、村民や事業者の協力の下、焼却処理量の削減や不燃ごみの再資源化を図り、最終処分量の更なる削減を図る必要があります。

(6) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、人件費や物価上昇に伴い委託費が増加傾向にあるほか、焼却施設等の老朽化に伴う維持管理や改修に係る費用負担の増大により、1 人当たりの年間ごみ処理経費や 1 kg 当たりのごみ処理経費も上昇傾向となっています。伊豆諸島地域の 8 町村平均や類似自治体平均と比較しても、突出して高くなっています。

これは、資源化に係る海上輸送費等、本村の地理的特性が起因していると考えられるため、今後は、各ごみの処理に係るコスト分析等を行い、費用対効果を踏まえた処理のあり方を検討していく必要があります。

(7) ごみ処理行政全般

本村はこれまで、様々なごみ処理事業を積極的に進めてきた結果、リサイクル率も向上し、比較的住民の満足度の高いごみ処理サービスを提供してきました。一方で、ごみ処理に係る課題は年々多様化し、行政の業務負担が増大しているほか、ごみ処理に係る費用負担も年々増大しており、現行のサービスの継続が困難になることが懸念されます。

ごみの発生・排出抑制、資源化、そして、適正なごみ処理には、村民、事業者、行政が互いに協力・連携し、それぞれが果たすべき役割を踏まえて、持続的なごみ処理体制を構築する必要があります。

本村は、令和 4 年 9 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」として、村民、事業者、来島者、行政が一体となり取り組んでいくことを表明し、目標達成に向けて、家庭や事業所における省エネやごみの減量等の取組を推進することとしています。ゼロカーボンシティの実現を目指して、本村の関連計画と整合を図りつつ、本計画に基づき、ごみ処理事業を進めていく必要があります。

第5章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

本村では令和4年9月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、村民、事業者、来島者、行政が一体となり、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。また、小笠原村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和6年3月策定）では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の方向性を示しており、そのビジョンとして、「スイッチ おがさわライフ！ゼロカーボン大作戦」を掲げています。

この「スイッチ（SWITCH）」ビジョンは、以下の6ワードの頭文字をとっており、このビジョンを通じて小笠原村全体にスイッチが入り、小笠原村が温暖化対策の先進的な地域に切り替わっていくことを目指しています。

S	Sustainability	：持続可能な社会
W	Well-being	：幸せで快適な生活
I	Innovation	：最新技術
T	Transformation	：変革
C	Collaboration	：協力
H	Heritage	：遺産

ごみ処理においては、ごみの焼却時に温室効果ガスが発生しているほか、ごみの収集・運搬時等でもエネルギーが使われており、ごみ処理と地球温暖化は密接に関係しています。ごみになるモノの量を減らす、分別を徹底するなど、村民、事業者、来島者の一人ひとりの選択と行動が、脱炭素社会の実現につながります。

また、第4次小笠原村総合計画 基本構想・基本計画（後期5ヵ年）（令和6年3月策定）においても、資源循環・廃棄物処理分野が含まれる都市・防災部門の分野別目標像として、「しなやかな強さが暮らしの安定を守る村」を掲げており、人々の安心した暮らしを支える基盤の一部として、今後も廃棄物処理施設を安定的に稼働させていく必要があります。

以上を踏まえて、本計画では、ごみの減量や再資源化など3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、村民、事業者、行政が互いに協力・連携し、それぞれが果たすべき役割を踏まえて、一体となって脱炭素と資源循環のまちづくりを目指すものとして、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

～スイッチ おがさわライフ～

みんなで支え合い、循環型社会と暮らしの安心をめざす村

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、これらの基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

方針1：発生・排出抑制の推進

村民、事業者、来島者のごみの減量やリデュース、リユースに対する意識を高め、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

方針2：資源化の推進

ごみの分別や分別収集を徹底し、リサイクル（再資源化）を図ることで、ごみの資源循環を推進します。

方針3：適正な処理・処分の推進

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、適正で安全・安心な処理・処分を行うとともに、廃棄物処理施設の今後のあり方も検討していきます。

方針4：地域特性に応じた持続可能な処理体制の確保

“小笠原”ならではの地域特性を考慮し、多様な主体と協力・連携しながら適正なごみ処理サービスの提供や災害廃棄物への対応等に努め、持続可能なごみ処理体制を構築します。

3 ごみ減量化・資源化目標

(1) 将来ごみ量の見込み（現状維持の場合）

平成 21 年度から令和 6 年度の 16 年間の実績をもとに、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省、平成 28 年 9 月）に基づくトレンド法¹により、現状を維持したまま推移した場合の将来ごみ量の推計を行いました。

現状を維持したまま推移した場合（以下「現状維持の場合」という。）の将来ごみ量の推計結果は図 5-1 のとおりです。

1 人 1 日当たりのごみ排出量、リサイクル率及び最終処分量のいずれも、概ね一定で推移する見込みです。

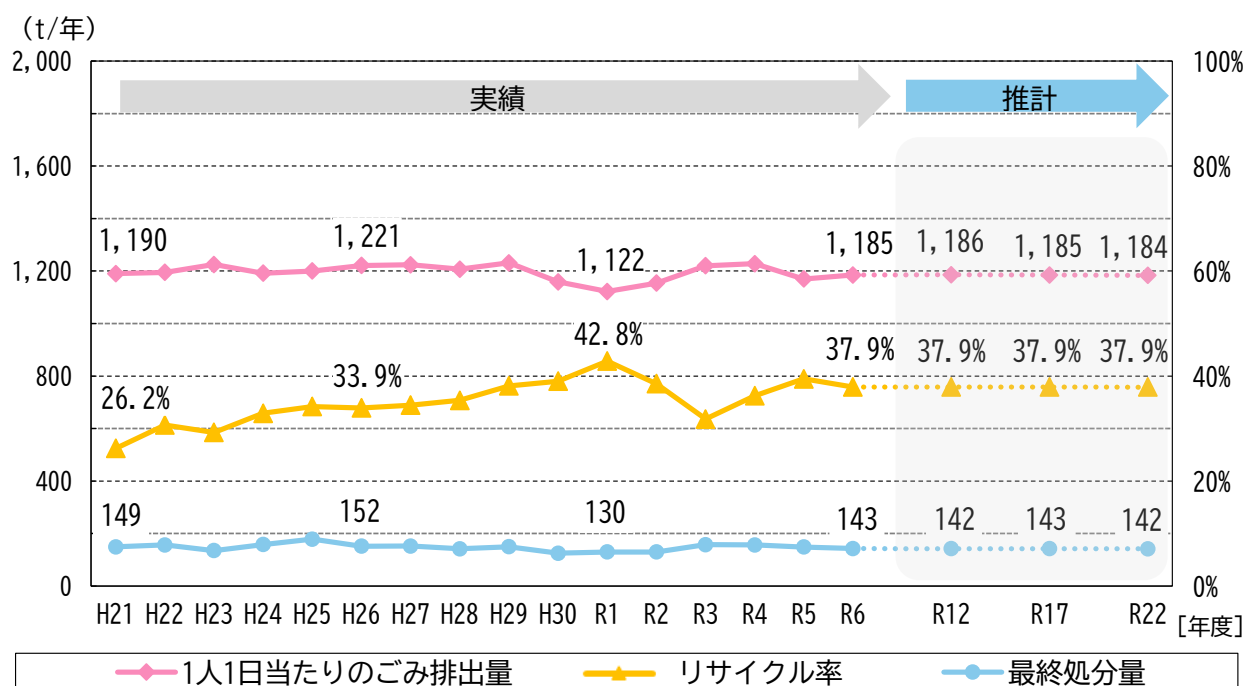


図 5-1 将来ごみ量の見込み（現状維持の場合）

¹ トrend法：年度の経過とごみ量の推移の関係を示す推計式に基づき、将来的にどの程度ごみ量が増加するかを予測する手法。トレンド法に用いられる推計式は数種類あり、実績値の推移との適合性を考慮して、将来予測に用いる推計式を決定する。

(2) ごみ減量化・資源化の数値目標

前項「(1) 将来ごみ量の見込み(現状維持の場合)」(図 5-1)を踏まえて、本計画では、紙類やプラスチックごみ等の分別徹底による資源化促進等により、計画目標年度(令和 22 年度)までに以下の達成を目指します(表 5-1 及び図 5-2)。

- ・ 1 人 1 日当たりのごみ排出量：1,171g/人・日(令和 6 年度比で約 1.2%減)
- ・ リサイクル率：46.0%(令和 6 年度比で約 8.1%増)
- ・ 最終処分量：124t/年(令和 6 年度比で約 13.5%減)

表 5-1 ごみ減量化・資源化の数値目標

指 標	単位	基準年度	中間目標年度		計画目標年度
		令和 6 年度 実績値	令和 12 年度 目標値	令和 17 年度 目標値	令和 22 年度 目標値
1 人 1 日当たり のごみ排出量	g/人・日	1,185	1,182 (0.3%減)	1,176 (0.8%減)	1,171 (1.2%減)
リサイクル率	%	37.9%	40.5% (4.2%増)	43.2% (7.0%増)	46.0% (9.7%増)
最終処分量	t/年	143	137 (4.0%減)	131 (8.6%減)	124 (13.5%減)

※ () 内は、基準年度(令和 6 年度)に対する増減率。

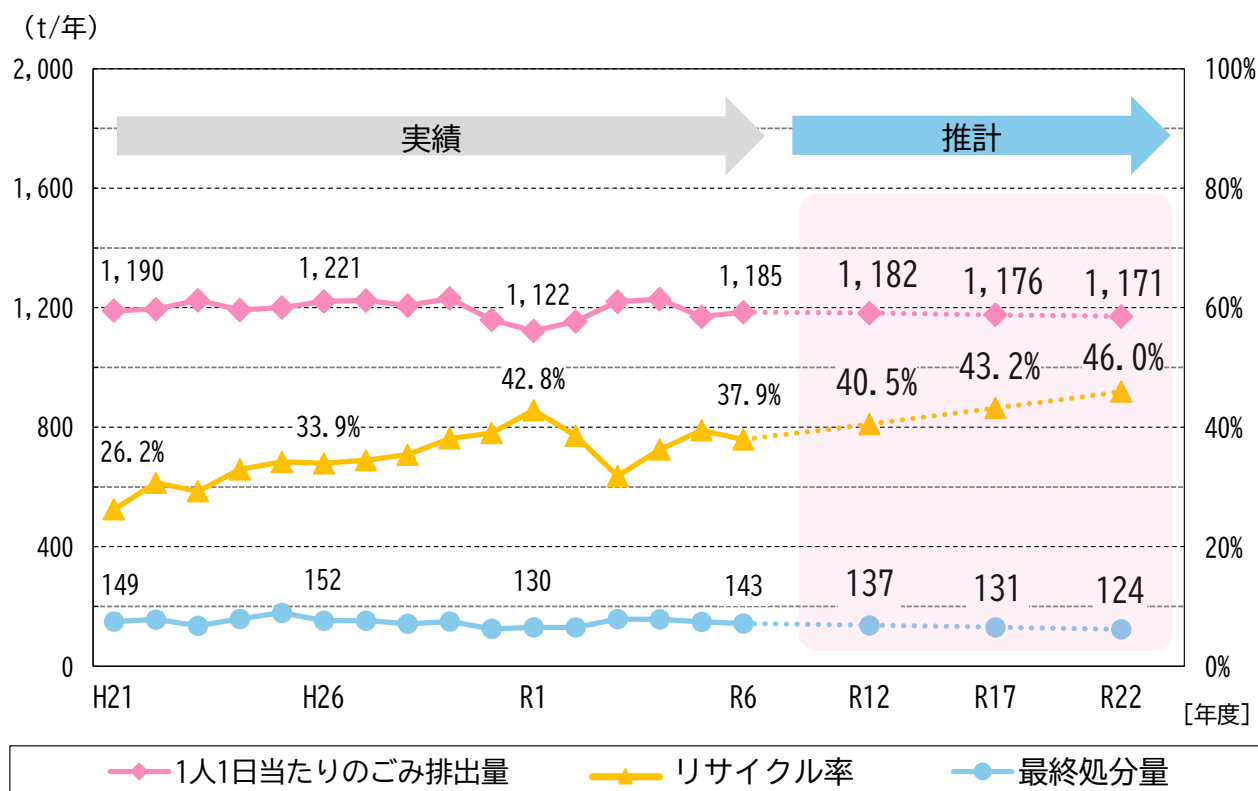


図 5-2 ごみ減量化・資源化の数値目標

4 施策体系

施策体系図を図 5-3 に示します。

基本理念	基本方針	区分	施策	該当ページ
「スイッチ」 みんなで支え合い、 おがさわらライフ、 循環型社会と暮らしの安心をめざす村	基本方針1 発生・排出抑制の推進	(1) 発生・排出抑制計画	1-1 ごみ減量の推進	50
			1-2 リデュース・リユースの拡大促進	50
			1-3 普及啓発・環境教育の推進	51
			1-4 事業系ごみの適正排出の推進	51
			1-5 観光客への普及啓発の促進	51
	基本方針2 資源化の推進	(2) 資源化計画	2-1 ごみ分別ルール of 周知徹底	52
			2-2 資源化推進	52
			2-3 拠点回収の強化	53
	基本方針3 適正な処理・処分の推進	(3) 収集・運搬計画	3-1 適正かつ効率的な収集運搬体制の構築	53
			3-2 ごみ出し困難者への対応	54
			3-3 適正なごみ処理手数料の検討	54
		(4) 中間処理計画	4-1 安全・適正なごみ処理の継続	55
			4-2 適正かつ効率的なごみ処理の検討	55
		(5) 最終処分計画	5-1 最終処分場の延命化	56
	基本方針4 地域特性に応じた持続可能な処理体制の確保	(6) その他	6-1 安定的なごみ処理体制の確保	56
			6-2 災害廃棄物の適正処理	57
			6-3 海岸漂着物等の適正処理に向けた検討	57
			6-4 不法投棄の防止	57

図 5-3 施策体系図

5 ごみ処理基本計画

(1) 発生・排出抑制計画

1-1. ごみ減量の推進

1) サステナブルな消費行動の推進	
取組内容	・使い捨てのライフスタイルから、「本当に必要なものだけを購入し、大切に使い、壊れたら直して長く使う」等のサステナブル消費への行動変容を促進します。 ・離島特有の島内処理の制約や海上輸送を伴う島外搬出など、本土に比べて多大な処理コストを要することから、ごみとなるものの持ち込みの自粛を促すなど、発生抑制に向けた意識啓発を推進します。
2) 食品ロスの削減、生ごみの減量化推進	
取組内容	・家庭や飲食店等から発生する野菜等の過剰除去や食べ残し等による「食品ロス」を削減するための普及啓発を強化するとともに、村民や事業者と連携し、家庭や店舗における食品ロス削減の取組を促進します。 ・村民に対して、「3きり運動（使いきる、食べきる、水気をきる）」の啓発を行い、生ごみ及び食品ロスの減量化を図ります。 ・生ごみの減量化に向けて、家庭用の生ごみ処理容器等の利用を推進するため、効果的な支援のあり方を検討するとともに、将来的には生ごみの焼却以外の処理への段階的な移行を検討します。（父島） ・定期船の運行頻度が概ね週に1便と限られていることから食料品をまとめて購入せざるを得ず、食材の過剰在庫や廃棄（食品ロス）が発生する場合もあるため、食品ロス発生抑制の観点から、関係部署と連携し、島内生産物の活用など地産地消の取組を推進します。

1-2. リデュース・リユースの拡大促進

1) 島内でのモノの循環推進	
取組内容	・社会福祉協議会等の関係団体と協力し、現行の再利用の仕組みを強化するとともに、家具等の大型の不用品も対象とした回収・譲渡の仕組みの構築を検討します。
2) プラスチックごみの発生抑制の推進	
取組内容	・プラスチックごみに起因した海洋汚染が深刻な問題となっていることから、「使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用を控える」「繰り返し使う」「廃棄の際は分別を徹底する」といった行動を促すための啓発を実施します。 ・島内での流通に使用されている農産物パック等のプラスチック容器の再利用を促進します。 ・レジ袋やペットボトルの排出量を減らすため、村民に対してマイバッグ、マイボトル等の日常的な利用を推進します。

1-3. 普及啓発・環境教育の推進

1) 様々な情報媒体を通じた啓発活動の強化	
取組内容	・「小笠原村ごみの分け方・出し方ガイドブック」や村民だより、ホームページ、SNS等の様々な情報媒体を活用して、伝えたい相手や目的に応じた効果的な情報発信を継続的に実施します。
2) 行動変容につながる手段の検討	
取組内容	・学校や関係団体等と連携し、小学生等を主な対象とした出前授業、生ごみコンポストのワークショップ、ごみ処理施設の見学会等、実践的な知識の習得や本村のごみ処理の実情への理解につながる機会を継続的に提供します。 ・多様なツールを活用した効果的な啓発の実施や直接事業者へ説明の機会を設ける等、ターゲットに応じた戦略的な情報伝達により、幅広い世代の行動変容につながる啓発方法を検討します。

1-4. 事業系ごみの適正排出の推進

1) 事業系ごみの排出実態の把握	
取組内容	・事業系ごみや産業廃棄物の排出量や処理ルート、処理委託の状況等の排出実態の把握に努めます。 ・事業系ごみの排出実態を踏まえた上で、必要に応じて事業系ごみの収集運搬許可制度の導入を検討します。
2) 事業系ごみの排出ルールの周知・指導	
取組内容	・「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「産業廃棄物」の区分の明確化を図り、事業者の処理責任に関する周知・啓発・指導を強化します。 ・事業者が自らの責任で適正に処理するための事業系ごみの排出ルールや分別区分に関する周知徹底と指導強化を行います。
3) 東京都と連携した産業廃棄物処理システム構築の検討	
取組内容	・東京都と連携し、事業者に対し、マニフェスト作成・運用に係る事務手続きの実施徹底を図ります。 ・産業廃棄物の処分までを一貫して行う許可業者の島内への参入を東京都と協力して働きかける等、島内から排出される産業廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

1-5. 観光客への普及啓発の促進

1) 環境に配慮したエコツーリズムの島・小笠原への理解促進	
取組内容	・「環境に配慮した観光地・小笠原」として、来島者が無意識又は意識的に環境配慮型のエコツーリズムに参画する取組を推進します。 ・観光協会等と連携し、ごみの持ち帰りの推進、脱プラスチック（マイバッグ・マイボトル持参の推進）等、環境配慮型の観光を促進します。

(2) 資源化計画

2-1. ごみ分別ルール周知徹底

1) 分別徹底に向けた啓発	
取組内容	・「小笠原村ごみの分け方・出し方ガイドブック」について、村民の声を聞きながら、よりわかりやすく、使いやすくするための内容の精査と更新を適宜実施します。 ・村民だよりやホームページ等を活用し、分別意識の向上のための啓発を継続して行い、具体的な行動変容につながる内容に改善を図ります。 ・分別されたごみが、回収後、島外でどのように資源化されているかを周知するため、リサイクルの過程や受入れ先等、リサイクルの見える化につながる情報発信を強化し、リサイクル活動への参加意識の醸成に努めます。
2) 行政による村民・業者への指導	
取組内容	・分別の改善がみられない排出者に対しては、必要に応じて法令等に基づき行政による指導を実施します。

2-2. 資源化推進

1) 費用対効果の高いリサイクルの推進	
取組内容	・資源化に係る輸送コストや処理コストを考慮した上で、より費用対効果の高い品目の資源化を戦略的に強化します。 ・資源の排出・分別段階における資源化や収集方法について、収集運搬やリサイクルコストの削減につながる方策を検討します。
2) 紙類・プラスチック類等の資源化促進	
取組内容	・ごみ質の分析結果等から、今後資源化量の増加が見込める「紙類」と「プラスチック類」について、周知啓発や収集方法を工夫し、重点的かつ効果的にさらなる資源化・再商品化を推進します。
3) 新たな分別品目導入による資源化可能性の検討	
取組内容	・ごみ処理の実態等から資源化見込量や資源化の可能性のある品目について調査・分析するとともに、最新技術や国の動向等の社会情勢の変化を注視しながら、新たな分別品目の導入を検討します。 ・母島では回収を実施していない紙製容器包装等の拠点回収の実施を検討します。
4) 伐採木等の有効活用に関する情報収集	
取組内容	・枯損木・支障木のため伐採した木や外来種対策で発生した草木のほか、汚泥等について、脱炭素の観点から、さらなるリサイクル・活用方法について情報を収集し、有効な活用方法を検討します。

5) 利用促進に向けたインセンティブ付与の検討	
取組内容	・資源ごみの拠点回収の利用を促進するため、利用頻度や量に応じたりサイクルポイント等のインセンティブ付与制度の導入可能性について、村民ニーズや費用対効果を踏まえて検討します。

2-3. 拠点回収の強化

1) 拠点回収の利用促進	
取組内容	・拠点回収場所の周知や利用促進に関する啓発を強化します。 ・村民の利便性や収集運搬の効率性を考慮した新たな拠点回収場所の設置等、拠点回収の拡充を検討します。 ・拠点回収による効果的な回収が見込めるかを精査した上で、ダンボール等の拠点回収品目への追加を検討します。
2) 拠点回収場所での指導・監視	
取組内容	・拠点回収での分別方法の周知徹底を図るとともに、村職員による拠点回収場所のパトロール・指導を継続的に実施します。

(3) 収集・運搬計画

3-1. 適正かつ効率的な収集運搬体制の構築

1) 収集運搬方法の最適化	
取組内容	・ごみステーションの配置バランス等、改善の余地があることから、ごみステーションでの収集効率や村民の利便性等を総合的に考慮し、既存のごみステーションの適正配置に向けた見直しを実施します。 ・品目ごとの排出実態や収集量の変化を踏まえ、適正な収集頻度や収集ルートの設定等、限られた経営資源を最適に配分することで、収集運搬の効率化を図るとともに、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
2) ごみステーションにおける排出ルール徹底	
取組内容	・ごみステーションに排出可能な品目や品目ごとの排出方法等の「排出ルール」を明確に定め、村民・事業者の義務として排出ルールの厳守を周知・徹底します。 ・ごみステーションの公衆衛生の確保のため、指定された収集日当日の指定時間までにごみを排出する等、排出時間の遵守の徹底を図ります。 ・排出ルールが守られていないごみに対しては、原則として収集を行わず、取り残しを徹底するとともに、回収できない理由を具体的に示したラベルを貼付し、排出者自身による是正を推進します。 ・改善がみられない排出者に対しては、必要に応じて法令等に基づき行政による個別指導を実施します。

3) リチウムイオン電池の啓発と分別徹底、安全対策の検討	
取組内容	・リチウムイオン電池混入による火災・事故リスクを排除するため、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を含む製品を他のごみから完全に分離し、確実に回収するための「新たな分別区分」の導入を検討します。 ・リチウムイオン電池が分別されずごみに混入した場合、火災・爆発事故の発生リスクがあり、かつ、それが本村のごみ処理体制に重大な影響を及ぼす危険性があること等について啓発を実施します。 ・リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を含む製品は、島内で処理ができないため、リチウムイオン電池由来の発火リスクを最小限に抑える安全かつ適正な収集運搬、中間処理、海上輸送方法を検討します。

3-2. ごみ出し困難者への対応

1) 村民同士の助け合いの推進	
取組内容	・ごみステーションへのごみ出しが困難な高齢者世帯等に対し、近隣住民による支援や村民同士の自発的な助け合いを尊重しつつ、福祉活動と連携し、こうした支え合いが将来にわたり継続されるよう、必要に応じて持続可能な支援のあり方を検討します。
2) ごみ出し困難者に対する支援サービスのニーズ把握・対策検討	
取組内容	・ごみ出し困難な高齢者世帯等が発生した場合、地域生活の中でのつながりを大切にしつつ、その実情の把握に努めるとともに、支援に対する具体的ニーズの把握に努めます。 ・地域の実態及びニーズを踏まえ、まずは住民同士による相互扶助の継続を支援するとともに、将来的な支援体制のあり方について、関係機関と連携し、情報の共有や環境整備に努めます。

3-3. 適正なごみ処理手数料の検討

1) 処理手数料の適正化・見直し	
取組内容	・粗大ごみの収集・運搬・解体等に要する処理コスト等を踏まえ、受益者負担の原則に基づいた粗大ごみの有料回収システムの導入を検討します。 ・ごみ排出量と経費の推移を注視し、更なる減量化とリサイクルの強化、事業系ごみの削減等、他の手法での施策を十分に検討した上で、焼却ごみの有料化も含めたごみ減量政策を総合的に検討します。 ・ごみの量や排出者（家庭系・事業系）等によって無料になる品目の判断基準が曖昧であることから、ごみ処理手数料の設定基準を明確化し、手数料徴収の公平性・透明性を確保します。 ・「事業系ごみ」「産業廃棄物」等の区分や施設での受入可否を明確化した上で、排出者責任に基づく適正なごみ処理手数料への見直しを行います。

(4) 中間処理計画

4-1. 安全・適正なごみ処理の継続

1) 現施設の安全・適正な維持管理の継続	
取組内容	・施設の故障や機能停止を未然に防ぐ予防保全の考え方に基づき、施設の劣化状況をきめ細やかに把握するとともに、点検結果に基づく機能維持・回復のための補修を確実に実施し、施設の安定的な稼働と、安全な作業環境の確保に努めます。 ・更新時期を迎える、または、耐用年数を超過した機器については、安定したごみ処理を継続するため、更新時期と優先順位を精査し、計画的な更新を順次実施し、長期にわたる安定かつ安全な処理体制を堅持します。

4-2. 適正かつ効率的なごみ処理の検討

1) 今後の施設整備のあり方・方針の検討	
取組内容	・将来にわたってごみ処理を確実に継続するため、維持管理の容易さや処理の確実性といった「安定処理」を再優先とした上で、経済性、環境負荷等を総合的に踏まえ、最適な廃棄物処理施設のあり方及び施設整備計画について、令和8年度から検討に着手します。 ・リサイクルを最大限効率的に推進し、安定的な処理ルートを確保するため、排出物の破碎・選別・圧縮・梱包の設備及びストックヤードの整備を検討します。 ・将来的に新たに資源化・循環利用の対象となる品目の取り扱いも見据え、経済性を確保した上で、柔軟性のある施設整備の可能性を検討します。 ・新たな施設整備に当たっては、環境負荷や周辺地域への影響を十分に考慮した上で、客観的かつ公正な手続きを経て、最適な建設予定地を選定します。 ・「ゼロカーボンシティ」として、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを見据え、施設におけるエネルギー利用の効率化、省エネルギー機器及び設備の積極的な導入、低炭素型の処理技術の採用等、温室効果ガス削減効果が高く、環境負荷を最小限に抑えた脱炭素型施設のあり方を検討します。

(5) 最終処分計画

5-1. 最終処分場の延命化

1) 現最終処分場の延命化	
取組内容	・ 村民・事業者の排出抑制意識の向上を図るとともに、分別品目・リサイクルルート拡大を積極的に図り、最終処分量の削減に努めます。 ・ 焼却灰の安定化処理を徹底し、埋立処分方法のさらなる改善の検討を行い、最終処分場の適正管理と延命化を図ります。

(6) その他

6-1. 安定的なごみ処理体制の確保

1) ごみ処理サービスの見直し	
取組内容	・ 多様なごみへの対応が求められている中、島内処理と島外搬出の最適化を図るとともに、財政負担の軽減や深刻化する人手不足を見据え、地域の実情に即した持続可能なごみ処理体制のあり方を検討します。 ・ 焼却施設の管理には高度な技術が必要であり、受託業者等での技術継承がごみ処理サービスの維持において重要になることから、ごみ処理事業に関連する人材の計画的な確保と育成を推進します。
2) 多様な主体との連携強化	
取組内容	・ 本村の地理的・経済的な制約から、広範かつ複合的な廃棄物への対応が求められており、行政だけで全てのサービスを担うのは限界があるため、庁内他部署や関係団体等との情報共有・連携を強化します。 ・ ごみの減量や資源化等を地域社会全体で推進するため、村民が自発的・主体的に行う活動への支援を検討します。
3) 広域的かつ安定的な廃棄物処理体制の検討	
取組内容	・ 島内で処理を完結できないものは運搬コストを抑制できる減容化を徹底するとともに、最適な輸送ルートや手法を検討し、輸送効率の最大化を図った上で島外搬出を実施します。 ・ 島内から本土への廃棄物輸送を担う船舶が限られており、海上輸送体制が極めて脆弱であることから、東京都と連携して、不測の事態に備えた代替となる廃棄物の輸送手段の可能性を検討します。 ・ 将来的な島しょ部全体での連携や焼却施設が長期間停止する場合への備えとして、広域処理体制の構築に向け、東京都に対して継続的に働きかけを行います。

6-2. 災害廃棄物の適正処理

1) 災害廃棄物処理計画の策定	
取組内容	・大規模災害の発生を想定し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施により生活環境の保全と迅速な復旧を図るため、災害廃棄物処理計画を策定し、訓練や点検を通じて実効性のある災害廃棄物対策を推進します。 ・災害廃棄物の処理を見込んだ施設整備のあり方の検討を進めるとともに、仮置場候補地の選定等、継続的に見直しや点検を行い、災害時に即座に対応できる体制の維持・強化を図ります。

6-3. 海岸漂着物等の適正処理に向けた検討

1) 海岸漂着物等の適正処理に向けたあり方検討	
取組内容	・東京都の「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画（令和7年3月改定）」に基づき、海岸管理者等が海岸漂着物の処理責任を有していることを前提に、本村に過度な負担が生じないような処理のあり方の再構築に向け、東京都と継続的に協議を進めます。 ・自然環境の保全や良好な景観の保持のため、漁業協同組合やボランティア等と緊密に連携し、国等の支援スキームを活用しながら海岸漂着物等の適正かつ円滑な処理を実施します。 ・漂流ごみについては、最終的な処理責任者を明確にした上で、国や東京都に対し、回収・処理・処分のルートの整理を要望していきます。

6-4. 不法投棄の防止

1) 不法投棄防止対策の徹底	
取組内容	・職員による監視パトロールを強化するとともに、土地管理者等に対して、「投棄されにくい環境づくり」への協力を啓発します。 ・不法投棄が重大な犯罪であるという認識を広く周知するとともに、不法投棄が多発する場所には看板や監視カメラの設置を検討します。

6 ごみ処理施設整備等の施策

本村は、父島クリーンセンターや母島リレーセンター、父島埋立処分場等のごみ処理施設を有しています。老朽化が進行し、安定的な稼働が困難になりつつある施設もあることから、今後施設の延命化や更新の必要性について検討を行っていきます。

(1) ごみ焼却施設

本村のごみ焼却施設は、父島クリーンセンター（処理能力：4.6t/8h）が稼働中ですが、老朽化により焼却炉の処理能力が低下し、トラブルや補修頻度も増加しており、焼却ごみの安定的な処理が困難となりつつあります。

加えて、表 3-4 に示すとおり、父島クリーンセンターの焼却処理量の約 9 割を占める父島の焼却ごみの低位発熱量（計算値）は、過去 16 年間（平成 21 年度～令和 7 年度）の平均で 8,943kJ/kg（表 3-4）となっており、令和 5 年度の全国の焼却ごみの平均低位発熱量（計算値）である約 7,000kJ/kg を大きく上回っています。

このように、搬入されるごみの高質化により、低位発熱量が施設の設計値を上回っていることから、焼却炉本体への負荷を考慮し、現在は意図的に焼却量を定格処理量の 5～6 割程度に抑制する制限運転を実施しています。

今後は、廃棄物処理施設の最新技術や本村のごみの性状等を考慮しながら、安定処理を大前提とし、本村に適したごみ処理施設のあり方を検討します。新施設を整備する場合は、候補地選定をはじめ、処理方式、環境保全対策、財政計画、事業スケジュール等について検討を行います。

また、ごみの高質化は、焼却ごみに紙やプラスチック等の発熱量（カロリー）が高いものの割合が増えていることが要因であるため、紙やプラスチック等の資源化のさらなる促進を図ります。

(2) 資源化施設

本村の資源化施設は、父島クリーンセンター（処理能力：2.1t/5h）及び母島リレーセンター（保管能力：2t/日）の 2 施設が稼働中で、資源ごみの選別や圧縮・梱包等を行っています。各施設では、老朽化が見られるものの、運営における大きな支障は生じていませんが、本村における資源化は島外搬出を前提としており、効率的かつ経済的な搬出には減容化が必須であることから、必要な設備の導入を検討するとともに、不用品を島内で循環し、再利用を推進するためのリサイクル拠点の併設についても、その有効性や設置可能性を検討していきます。

また、令和 6 年 4 月からプラスチック類等の拠点回収を開始するなど、資源化品目が増加し、村民の意識の向上により資源ごみの回収量も増加しつつあることから、選別・保管場所となるストックヤードの整備についても検討していきます。

(3) 最終処分場

本村の最終処分場は、管理型処分場として父島埋立処分場、安定型処分場として父島に振分山処分場、母島に中ノ平処分場があります。

1) 管理型最終処分場

父島埋立処分場では焼却残渣が処分されており、令和 6 年度時点の残余容量は 9,176 m³、残余年数は 81 年程度と想定され、まだ埋立容量に余力がある状況です。しかしながら、本村は世界自然遺産ならではの自然環境の保護及び土地利用の制約から、新たな処分場を島内に整備することは極めて困難です。今後ごみの排出抑制や再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図っていくものとします。

また、父島埋立処分場においては、埋立方法や浸出水処理施設の運転方法等の改善を図り、適切かつ安定的な運営に努めていきます。

2) 安定型処分場

振分山処分場及び中ノ平処分場は、資源化が進んだ結果、令和 7 年度時点では飲料用以外のガラス類や陶磁器類のみの埋立てを行っています。

管理型処分場と同様に、新たな処分場を整備することは難しいため、ガラス類や陶磁器類についても資源化の可能性を検討し、埋立量の削減を図っていきます。

7 各主体の役割

基本理念「～スイッチ おがさわライフ～みんなで支え合い、循環型社会と暮らしの安心をめざす村」の実現のためには、村民、事業者、村がお互いに協力・連携し、それぞれの役割に基づき、一体となって取り組むことが必要です。

ここでは、村民、事業者、村の役割分担を表 5-2 に示します。

表 5-2 各主体の役割分担

主体	内容
村民	廃棄物の減量及びその適正な処理に関して村が行う施策に協力し、廃棄物の発生を抑制し、分別排出ルールに基づいて排出するとともに、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めます。
事業者	排出事業者の責任※を認識し、事業活動に伴い発生するごみの排出抑制・再使用・再資源化を率先して行い、ごみの適正処理に努めます。
村	村民・事業者と協力・連携し、本計画に基づき、ごみの減量化・再資源化施策を推進するとともに、ごみの持続的かつ適正処理に努めます。あわせて、村自らも一排出者としての責務を認識し、事務事業から発生する廃棄物の減量化・資源化を率先して推進します。

※廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」、「その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める」、「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し地方公共団体の施策に協力しなければならない」ことが定められています。これを踏まえ、「排出事業者の責任」とは、事業系ごみは排出事業者処理責任があるということを示しています。

第6章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画を着実に実行し、また、適宜見直しを行うなどして実効性のある取組の展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

PDCAサイクルに基づく実施体制を図 6-1 に示します。

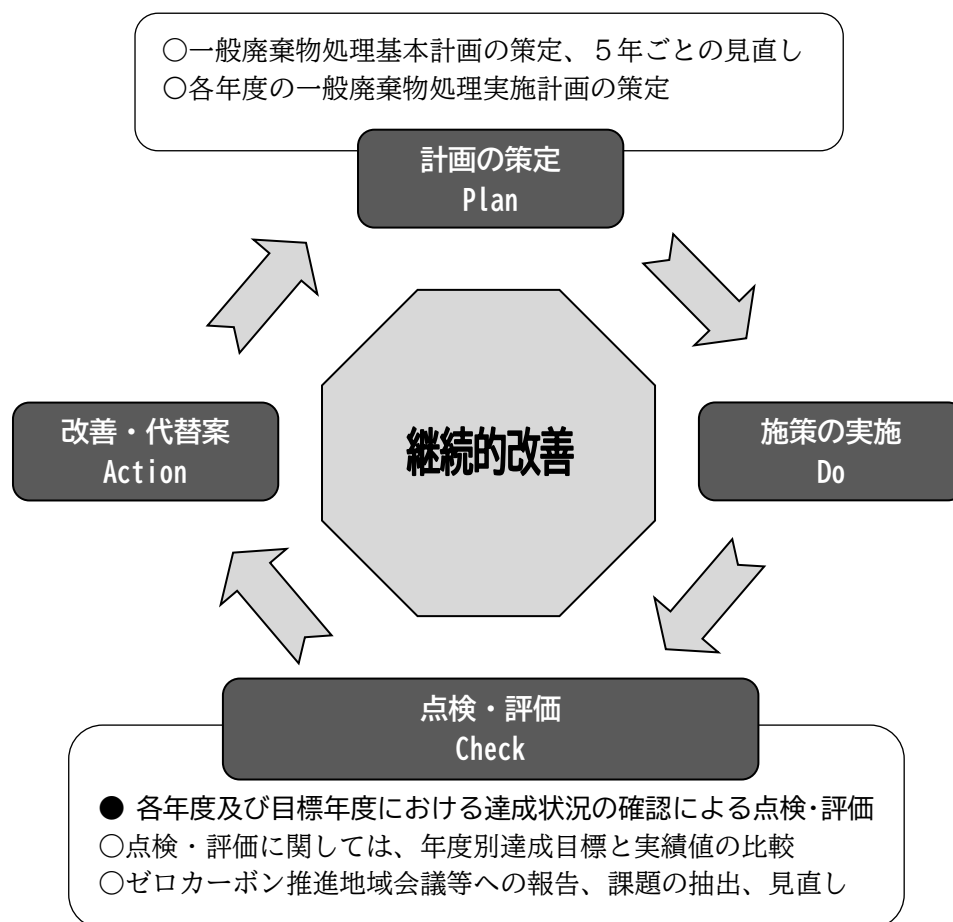


図 6-1 PDCAサイクルに基づく実施体制

2 一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物処理法施行規則第1条の3において、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めた一般廃棄物処理実施計画を策定することが規定されています。

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度計画を策定することとし、一般廃棄物の排出見込み、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を含むものとしします。

3 施策の進捗状況及び目標の達成状況の確認

各年度において、施策の進捗状況を確認し、次年度以降の施策の検討を行います。ごみ減量化・資源化目標をはじめとする各計画目標については、定期的に実態把握を行い、達成状況の照査を行います。また、現状を分析し、課題を抽出するとともに、施策の効果を検証します。検証結果を踏まえ、確実に目標が達成されるよう、現行施策の拡充または新たな手法の検討等、柔軟な施策展開を図ります。

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、社会情勢の変化等も踏まえながら、表 6-1 に示す数値目標を指標として活用し、進捗状況の把握に努めます。

表 6-1 本計画の数値目標の指標

指標
・ 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)
・ リサイクル率 (%)
・ 最終処分量 (t/年)

4 計画の見直し

各年度の「小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」の施策の進捗状況を踏まえ、計画の点検・評価を行います。なお、本計画を見直す時期については、概ね 5 年ごととします。また、法制度の改正、新法の施行、施設整備の進捗など、情勢の変化を踏まえ必要が生じた場合には、状況に応じて見直しを行うものとします。